

令和2年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和2年12月7日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	大塚 浩三
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生
上下水道課長	佐野 正洋

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第1号)

- |     |            |  |
|-----|------------|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 第2  | 会期の決定      |  |
| 第3  | 議第78号      | 令和2年度藍住町一般会計補正予算について                                       |
| 第4  | 議第79号      | 令和2年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について                             |
| 第5  | 議第80号      | 令和2年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について                               |
| 第6  | 議第81号      | 令和2年度藍住町特別会計（介護サービス事業）補正予算について                             |
| 第7  | 議第82号      | 令和2年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について                            |
| 第8  | 議第83号      | 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について                                      |
| 第9  | 議第84号      | 藍住町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                                  |
| 第10 | 議第85号      | 藍住町介護保険条例の一部改正について   |
| 第11 | 議第86号      | 藍住町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について                  |
| 第12 | 議第87号      | 板野西部青少年補導センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び板野西部青少年補導センター組合の規約の変更について |

令和2年藍住町議会第4回定例会会議録

12月7日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。師走に入り、寒さとともに一段と気ぜわしくなってきました。本日は、令和2年第4回藍住町議会定例会に、御出席くださいます。ありがとうございます。

ただいまから、令和2年第4回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。本日までに1件の陳情の提出がありますので、お手元に陳情受付表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番議員、前田晃良君及び2番議員、竹内君彦君を指名します。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間にすると思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月18日までの12日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第78号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第12、議第87号「板野西部青少年補導センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び板野西部青少年補導センター組合の規約の変更について」の10議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなるとともに次第に寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となってまいりました。

さて、本日、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。第3波ともいわれる感染拡大が全国で続いており、国内での累計感染者は、16万人を超え死亡者も2,300人を超える状況となっております。

また、県内におきましても10月、11月とも16人の感染が確認されており人の往来が活発になる年末年始を控え、予断の許さない状況であると認識しております。

政府及び各自治体においては、感染拡大防止と社会、経済活動の両立という大変厳しい課題に直面しております。

本町においても、今年度、4度にわたる補正予算を編成し感染予防対策、住民生活支援、地域経済浮揚策に取り組んでいるところであります。引き続き町民の皆様にはマスクの着用の徹底、3密の回避など新しい生活様式の実践をお願いするとともに感染状況及び国、県の動向を注視し、緊張感を持って適宜適切な対応に努めてまいります。

また、国においては、年末年始の休暇の分散、延長を求めており、本町でもこれに呼応し12月25日から1月15日までをウィンターブレイクとして設定し、上限を3日とする特別休暇制度を創設いたします。

開庁期間は、従来どおりとした上で住民サービスに影響を来さないよう必要な業務体制を確保した上で、分散休暇の取得を促進します。

次に、犬伏家住宅の国の重要文化財指定についてであります。東中富の犬伏家住宅は、地域の伝統的な屋敷構を踏襲しつつ、仕事場としての空間と居住空間を巧みに分離し、接客空間の充実、近代の構造技術の積極的な採用、数寄を凝らした細部意匠など、近代和風建築として高い評価を受け、去る10月13日に国の重要文化財への指定について、文化審議会から答申が出されたところであります。

今月末頃の官報告示を経て正式に指定を受けることとなりますが、県内の国指定

重要文化財の建造物は21件目になり、本町では初めての事例となります。

犬伏家住宅には、薬製造に係る施設を含め、建築当初の状態がほぼ完全な形で残っており、藍製造から薬製造へ転換した様相を伝える上でも重要であり、今後は、本町の宝として積極的に整備、活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、町内での藍作の実現につきましては、地域おこし協力隊5名が、藍栽培の研修を受けながら、約4,600平方メートルの畑で藍の栽培を行いました。勝瑞城跡公園の寝床で薬作りを開始し、寝せ込みや切り返しの作業を繰り返し、12月中には、昨年より10俵多い藍住町産の薬、約30俵が完成する見込みとなっております。

また、地域おこし協力隊の拠点となる勝瑞藍工房本館新築工事にも着手しており藍を盛り上げ、藍を町内外に発信していく事業を今後とも積極的に展開してまいりたいと考えております。

次に、行政改革の推進についてであります。

本年3月に策定いたしました「藍住町行財政改革基本計画2020」に基づき効率的で持続可能な行財政運営に向けた取組を推進しているところであります。

コロナ禍により経済情勢が悪化し、町財政の先行きが不透明さを増す中、民間活力を活用したサービス水準の向上と経費の節減を一層図るため、現在、町民体育館及び関連する社会体育施設につきまして、指定管理者制度の導入に向けた事務作業を進めております。候補者の選定ができ次第、3月議会に関連議案を提案の上、議決を頂いて運用を開始したいと考えております。

次に、町税や公金の納付方法の拡充についてであります。

納税者等のライフスタイルの多様化などに対応するため本年4月から、町税、介護保険料及び水道料金などの公金を全国のコンビニエンスストアで納付できるようにするとともに、町税はスマートフォンを利用したクレジットカード納付も可能としているところであります。さらに、11月2日からは、コンビニエンスストアでの所得課税証明書の交付を開始しております。

こうした先駆的な取組に加えコロナ禍におけるキャッシュレス決済の普及に対応するため、令和3年4月から納付書のバーコードを利用したスマートフォン決済の導入を予定しております。

ペイと呼ばれるスマホ決済では、アプリを利用することで24時間出かけることなく自宅で簡単に町税や公金を納付することができるなど利便性がさらに向上し、

公金の早期確保及び収納率の向上につながるものと考えております。

次に、上下水道課所管の工事状況について報告をさせていただきます。上水道施設の老朽化による更新事業については、現在、第2浄水場・ろ過機更新等施設整備工事、契約金額6億2,150万円、施工業者、株式会社ウォーターテック四国営業所及び第1浄水場・高圧受変電設備更新工事、契約金額7,231万8,400円、施工業者、四国電気工業株式会社において工事に着手しており、令和3年8月の竣工に向け工事を進めているところであります。

また、中央クリーンステーション大規模改修工事については、10月に入札を執行し、契約金額8億3,325万円、契約業者、株式会社クリタス西日本支社と契約締結したところであります。現在、工事着手のために必要な法的手続きを進めており、手続きが完了次第に工事着手し、令和4年3月の竣工を予定しております。いずれの工事につきましても町民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう、慎重に進めてまいります。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げたいと存じます。

議第78号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも2億3,000万円増額し、予算総額を160億8,000万円とするものです。

人件費については、主に4月の人事異動等に伴う各科目間の増減を全般にわたって調整、また、給与改定による補正を行いました。

このほかの主な歳出の補正内容は、総務費では、特別定額給付金事業1,077万円減額、庁舎空調機改修工事、2,100万円増額。

民生費では、後期高齢者医療費療養給付費負担金3,054万円増額、児童福祉施設等衛生用品整備事業補助金950万円増額。

衛生費では、高齢者インフルエンザ予防接種事業800万円増額。

土木費では、町道物件移転補償費1,400万円増額。

教育費では、北南小学校トイレ改修工事1億4,576万円増額、中学校指導書購入費790万円増額。

その他、事業の実施見込みや国、県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うこととしています。

歳入では、歳出に対する国、県の補助金のほか、町税では、町民税法人で2,000万円減額、普通交付税で1億334万1,000円増額、町債で1億660万

円増額を行うこととしております。

議第79号「令和2年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも60万円増額し、予算総額を34億5,090万円とするものです。

主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い国民健康保険税の減免に伴う保険税収入の減額と、それに伴う国、県の災害等臨時特例補助金を計上するものです。

議第80号「令和2年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は歳入歳出とも402万円を増額し、予算総額を27億837万8,000円とするものです。

主な補正内容は、介護報酬改定に対応するためのシステム改修費用の増額と、それに伴う国庫補助金を計上するものです。

議第81号「令和2年度藍住町特別会計（介護サービス事業）補正予算について」は、歳入歳出とも223万7,000円を増額し、予算総額を860万円とするものです。

主な補正内容は、介護保険法改正に対応するためのシステム改修費を増額するとともに居宅支援サービス計画収入を増額するものです。

議第82号「令和2年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について」は、歳入歳出とも81万円を増額し、予算総額を3億7,981万円とするものです。

補正内容は、システム改修に伴い増額するものです。

議第83号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部改正により、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準が変更となるため本条例の一部を改正するものです。

議第84号「藍住町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、地方税法等の一部改正により、延滞金に係る特例基準割合の用語等が見直されたことから本条例の一部を改正するものです。

議第85号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、地方税法等の一部改正により、延滞金に係る特例基準割合の用語等が見直されたことから本条例の一部を改正するものです。

議第86号「藍住町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関

する条例の制定について」は、公職選挙法の規定に基づき、藍住町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるための条例制定をするものです。

議第87号「板野西部青少年補導センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び板野西部青少年補導センター組合の規約の変更について」は、地方自治法第286条の2第2項の規定により、令和3年3月31日限り板野西部青少年補導センター組合から藍住町を脱退させることとし、板野西部青少年補導センター組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、補正予算で5件、条例関係で4件、その他1件、計10議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ、十分御審議の上、全議案について原案どおり、お認めをいただきますよう、お願いをいたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時19分小休

---

〔小休中に梯総務企画課長、江西健康推進課長、齊藤税務課長  
賀治住民課長、補足説明をする〕

---

午前11時1分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りいたします。議案調査のため12月8日から12月14日までの7日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、12月8日から12月14日までの7日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、12月15日午前10時、本議場において再開い



たしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前 11 時 1 分散会

---

令和2年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和2年12月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
社会教育課長	近藤 孝公
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生
上下水道課長	佐野 正洋

## 5 議事日程

### 議事日程（第2号）

#### 第1 一般質問

15番議員 平石 賢治

10番議員 小川 幸英

3番議員 米本 義博

7番議員 近藤 祐司

11番議員 林 茂

8番議員 紙永 芳夫

令和2年藍住町議会第4回定例会会議録

12月15日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは6名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

なお、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに15番議員、平石賢治君の一般質問を許可いたします。

平石賢治君。

〔平石賢治君登壇〕

●15番議員（平石賢治君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

ちょうど、今年は5年に1度の国勢調査の年であります。コロナの影響もあり、調査員の方は御苦労をされたと思います。言うまでもなく、国勢調査は全ての統計のベースになるものであり、交付税を始め各種の制度、政策の算定基礎となりますので非常に重要であり注目度も高いものであります。調査結果の公表は来年になりますが、やはり気になるのは人口であります。

今から30年前の平成2年の国勢調査では、徳島県の人口は約83万1,000人、前回の平成27年は75万5,000人で、25年間で9パーセント以上減少しております。

一方、藍住町は、平成2年は2万5,600人、平成27年は3万4,600人と35パーセントの増加となっております。他の市町村からは「藍住町は人口が増えて羨ましい。」という声もよく聞きます。

しかし、藍住町も、そろそろ人口は、ほぼ頭打ちの状態になってきていると思います。これまでの歴代の町長は、人口が右肩上がりが増えていく中での町政の運営であったわけですが、現在の高橋町長は、これまでとは異なり人口が増えない中での非常に難しい舵取り役を担っているわけであります。

そこで、質問いたします。

本町でも人口ビジョンを策定していると思いますが、今後の人口全体、また人口構造をどのように推計し、どのような考えで町政に臨まれているのか、お伺いします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、平石議員さんの質問にお答えいたします。

今後の人口推計と、どのような考えで町政に臨まれるのかとの御質問であります。本町では今年3月に人口ビジョンを改訂し、将来人口の推計をお示しいたしました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によりますと、本町の総人口は、10年後の2030年に3万5,750人をピークとして増加から減少に転じ、25年後の2045年には3万3,700人になると見込まれています。ただし、2045年までの本町の人口減少率は、中・四国地方の市町村では4番目に小さく、緩やかな減少となっており、本町の人口維持のポテンシャルは高いと考えております。

また、人口構造につきましては、現在、65歳以上人口は約8,700人で人口に占める割合、いわゆる高齢化率は25パーセントであります。2030年は1万2,450人で29パーセント、2045年は1万1,595人で34パーセントに上昇すると推計されております。つまり、総人口が伸びない中で、少子高齢化が進み、15歳未満の年少人口、15歳から65歳未満の生産年齢人口の減少分が、65歳以上の高齢者増加分とほぼ等しい状況が続くと認識しております。

人口ビジョンでは、2030年に3万6,000人を目指し、長期的には2065年に3万1,000人の維持を目標に掲げているところでありますが、人口という数字を単に追い求めるのではなく、あらゆる世代の方に「藍住町に住んで良かった。」と実感していただけるように、町民の生活満足度を高めていくことが何よりも重要ではないでしょうか。そういったことが住みよい町、藍住の評価につながり結果として町の人口の維持、増加につながると考えております。

このような認識の下、これまで私は、はぐくみ医療費の18歳までの拡充、保育所の整備促進、中学生の海外派遣などの子育て支援や教育の充実、ウォーキングポイント事業やスポーツクラブの加入助成等を通じた介護予防と健康寿命の延伸、そして、本町のアイデンティティーともいえる藍作の復活などに鋭意取り組んでまいりました。

さらに、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策におきましても、プレミアム商品や食うポン券の発行、新しい生活様式に対応する住宅及び店舗の改修、資金繰りが困難な事業者への事業継続支援など様々な年代の方に対する迅速な対応を念頭に置き、地域経済活性化、住民生活支援を実施したところであります。

また、人口減少と少子高齢化の進行は、税収の下振れと同時に義務的経費である社会保障費の増大をもたらします。加えて、現在のコロナ禍で空前の景気減速が報じられており、来年度以降、国、地方ともに税収減による厳しい財政運営を余儀なくされることが想定されます。

このため、民間でできることは民間に、の発想の下、一層、行財政改革を推進して組織のスリム化と歳出削減を図るとともに、税収以外の外部資金も含めた歳入確保に意を用いてまいりたいと考えております。

以上のような状況ではありますが、私といたしましては、何よりも先ほど申し上げた「藍住町に住んでいて良かった。」とあらゆる世代の方々に思っただけのように、そして、本町の持つ可能性を伸ばし、未来に引き継いでいけるように、全力で町政運営の舵取りに臨んでまいりたいと、このように考えているところであります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 平石賢治君。

〔平石賢治君登壇〕

●15番議員（平石賢治君） 答弁を頂き町長の思いがよく分かりました。

現在は、新型コロナウイルス感染症が終息しない状態ですが、気持ちまで内に籠もってしまっははいけません。是非、前を向いて進んでいけるように行政の役割をしっかりと果たしていただきたいと思ひます。

次に、具体的な政策について、質問いたします。

先ほどの町長の答弁の中にも、高齢化が急速に進むということが述べられていました。

65歳以上は、現在およそ8,700人とのことですが、これは10年前と比較

して約1.6倍になっております。さらに、年々増加し、将来的には1万1,500人を超えるとのことでした。

人生100歳時代とも言われ、元気な高齢者が増え活躍の場も広がってくると思いますが、どうしても年齢とともに普段の生活に支障を来す方も増えてまいります。

藍住町は、4キロ平方メートル四方の山のない平坦な町で医療施設や商業施設が集積し、生活するには便利な町であります。

しかし、一人暮らしの高齢者また高齢者だけの世帯では車の運転や自転車に乗ることに不安を覚えれば、いくら便利な町といえども、たちまち、移動手段の確保に困ることになります。同僚の佐野議員からは、以前から高齢者の移動手段や地域公共交通の在り方が、本町においても重要な課題であると述べられてきました。

県内で最も若い町と言われてきた本町も超高齢化社会の入り口に立っており、この課題がクローズアップされております。

理事者側におかれても、当然こうした認識を持たれており昨年度から地域公共交通の在り方が検討されております。計画策定は、年度末になるかもしれませんが、来年度以降どのような取組を進めていくのか、お考えがあれば、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 公共交通計画の策定状況と今後の取組につきまして、御答弁させていただきます。

現在、町民の移動手段としましては、自家用車、あるいは自転車が大半を占めておりますが、高齢化の進展に伴いこれらの代替手段の確保が重要な課題であると認識しております。

特に、運転免許返納者数が年々増加しており、昨年度は100人を超え5年前の2倍以上となっております。このため、昨年度から地域公共交通の在り方について検討を行っており、鉄道、バスの運行状況、人口分布等の基礎的条件を踏まえたうえ、交通ニーズ調査や交通事業者への聞き取り調査、新たな移動手段の費用対効果等について、今年度中に報告書を取りまとめることとしております。作業の一部として、先般、実施しました町民アンケートの結果におきまして、町内の公共交通機関の満足度につきましては、満足とした方が8パーセント、不満とした方が31パ

一セント、分からないとした方が51パーセントとなっております。

また、自家用車を持たない方に対する移動支援の考えにつきましては、町内の主要施設を結ぶ小型バスを利用したいとした方が36パーセント、バスやタクシー料金の一部補助を受けたいとした方が25パーセント、予約型の乗合タクシーを利用したいとした方が18パーセントとなっております。アンケート結果では、最も要望がある小型バス、いわゆるコミュニティーバスにつきましては、町内に散開して住宅地が形成されている本町においてどのようにルートを決め、また、どの程度利用があるか。車両や運転手の確保などのイニシャルコストやランニングコスト、料金徴収の有無や水準などの財政面の課題。現在負担している一般路線バスシステムの維持に係る補助との競合や費用対効果など一旦運行すれば容易に廃止できないため慎重に検討しなければならない多くの課題がございます。

一方で、先にも申し上げたとおり、高齢者の方の移動手段確保は喫緊の課題となっておりますので、まずは、来年度から免許返納者等へのタクシーチケットの配布を試験的に行いたいと考えております。その上で、タクシーチケットの利用状況や費用対効果、路線バス等の公共交通機関の状況を見極めつつ、調査報告書の結果を踏まえて、コミュニティーバスを含めた検討を継続してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 平石賢治君。

〔平石賢治君登壇〕

●15番議員（平石賢治君） ただいま町長から答弁を頂きました。

私としてはコミュニティーバスの導入を期待したいところですが、様々な検討課題があることも理解するところであります。何より検討だけをするのではなく、まずはタクシーチケットを導入することですので、大きく前進したものと受け止めております。タクシーチケットの配布対象の金額など早急に詰めていただきたいと思います。併せてコミュニティーバスの検討も続けてほしいと思います。

高齢者の政策について、質問を続けます。

今年は、新型コロナウイルス感染症により、様々な行事やイベントが中止になったり、開催されても時間の短縮、規模の縮小などが図られております。

特に、感染すると重篤化する可能性が高い高齢者が集中する行事等に配慮がなされております。



例えば、毎年9月の敬老のつどいは中止となり、金婚、ダイヤモンド婚のみの部分開催となっております。

また、75歳以上の高齢者には全員に藍染めマスクを配布しておりますが、高齢者の感染症対策だけでなく、町内産ということで地域産業への貢献、更には文化の振興までを含んだ時宜を得た対応であると評価するものであります。

コロナに関しては、やがてワクチンや治療薬が開発されると思いますが、それでも完全にコロナ以前のようになるかどうかは分かりません。ウィズコロナと言われるように、ワクチンや治療薬ができて感染症の存在を頭に置いてこれまで当たり前に行ってきた行事なども根本から考え直す必要があるのではないのでしょうか。

今、申し上げた敬老のつどいも数百人の高齢者が一堂に会する行事であります。感染対策以外の観点から考えてみましても、年に1回の特定の日の開催になりますので参加したくてもできない人もおられます。

また、地縁、血縁がない独居老人なども気軽に交流できるようなことも必要になってきます。

先ほどの答弁にあったように急速に高齢化率が高まる本町で、高齢者に対する政策は大変重要であります。

前の質問の高齢者の移動手段の確保もそうですし、敬老のつどいや77歳、88歳、99歳の節目の年の敬老の祝い金なども、これまでやってきたからと単に継続するのではなく、この度のコロナ禍を契機に在り方を検討してみてもどうかと考えます。

もし、町長に何かお考えがあるのであれば、御答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 敬老のつどいや敬老祝い金などの在り方について、答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が顕著になった3月以降、町の様々な行事やイベントにつきまして中止、延期または規模を縮小しての開催となり、町民の皆様には、御理解、御協力をいただいていたところであります。

こうした中、9月の敬老のつどいについても中止とさせていただき原則、該当年だけが対象となる金婚、ダイヤモンド婚の記念品贈呈式のみで開催とさせていただきます。

御質問の敬老のつどいや敬老祝い金は、これまで、同様の内容で長年続けてまいりましたが、今回のコロナ禍で開催を見直したことに加え、本町では、他市町村以上のスピードで高齢者層の拡大が続くこと。来年度、仮にコロナが収束したとしても何らかの感染症対策は、常に念頭に置く必要があることなどを鑑み従来の手法を抜本的に見直してもよいのではないかと私自身も感じているところであります。

そこで、敬老のつどいにつきましては、年に1回の町全体での大規模開催ではなく、各地区の老人クラブ等が中心となって、世代間交流の促進、独居老人対策などにつながる創意工夫を凝らした交流行事を企画提案していただき、それに対して町が一定額助成する方式に転換してまいりたいと考えております。

なお、人数が限定される金婚、ダイヤモンド婚のお祝いは、引き続き町主催で開催いたします。

また、敬老祝い金につきましては、喜寿、米寿、白寿の節目を迎えた年に現金を役場に受け取りに来ていただいておりますが、受け取りの方の来庁が集中すること。敬老のつどいでお渡ししていた記念品の代替策。地域経済の継続的な支援といった観点から抜本的に改定したいと考えております。

具体的には、75歳以上の方全員に3,000円程度の町内店舗で利用できる商品券を毎年お配りしたいと考えており、3月定例会において、条例改正案と当初予算案の中でお示ししたいと思います。

高齢者の増加は、介護保険給付費や後期高齢者医療給付費などの増嵩につながり町財政に影響を及ぼすことは免れません。

しかし、これを悲観的、否定的に捉えるのではなく、高齢者が生き生きと生活できることが、町の活性化につながるの思いのもと様々な社会参画や健康づくりができるよう今後とも高齢者施策に意を用いてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 平石賢治君。

〔平石賢治君登壇〕

●15番議員（平石賢治君） ただいま敬老のつどいや敬老祝い金などを来年度見直したいという答弁を頂きました。

特に、地域経済支援にもつながるよう敬老祝い金を来年、毎年の商品券に切り替えるという考えは、私も大いに賛同するところであります。

また、高齢化率の上昇を決して「悲観的、否定的に捉えるものでない。」という

町長の発言は、非常に前向きで勇気づけられるものであります。

町長が最初の答弁で言われた「あらゆる世代が住んで良かった。」と一人一人が実感できるように是非、町政を牽引していってもらいたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君）　ここで、5分間小休します。

午前10時23分小休

午前10時26分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君）　議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、新型コロナ対策について伺います。本町が行ってきたあいずみ活性化プレミアム商品券事業、あいずみ食うポン券事業、パパママ応援給付事業、事業継続支援金給付事業、リフォーム補助事業の現状はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君）　高木建設産業課長。

〔建設産業課長　高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君）　小川議員さんの御質問の新型コロナ対策事業の実施状況について答弁申し上げます。

最初に、各商品券事業の販売、引換え、給付の状況ですがプレミアム商品券については、対象者1万4,806名のうち8,264名へ1億6,528万円分を販売し、食うポン券事業は、対象者6,484名のうち5,684名へ2,842万円分を引換え完了しております。

シルバー応援事業は、対象者8,707名へ4,353万5,000円分を、またパパママ応援給付事業は、11月末現在、対象者181名へ1,810万円分を給付しております。

続きまして、各商品券の使用状況であります。プレミアム商品券事業は販売後にプレミアム分を加算した後の総額2億660万円のうち67.8パーセント、1億4,007万2,000円。食うポン券事業は引換えられた総額のうち50.4パーセント、1,431万1,500円。シルバー応援給付事業は、総額のうち6

7. 7パーセント、2,948万7,500円。パパママ応援給付事業は総額のうち39.8パーセント、720万円が使用されております。

続きまして、藍住町事業継続支援金給付事業であります。総事業費2,400万円のうち43.8パーセント、36件1,053万円が給付されております。

最後に、リフォーム補助事業ですが、新しい生活様式応援住宅リフォーム補助事業は134件、総額3,034万1,000円を交付決定し、藍住町店舗等快適化リフォーム補助事業は29件、総額1,038万6,000円を交付決定いたしました。

11月末現在、住宅リフォーム補助の申請者のうち32.1パーセントに当たる43件が事業完了し、809万1,000円を交付し、店舗等リフォームについては申請者のうち31パーセントに当たる9件が事業完了し、294万5,000円を交付しております。

なお、商品券事業及び食うポン券事業は、販売、引換え期間を令和3年5月31日、使用期限を令和3年9月30日までとしております。以上、実施状況の答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、再問いたします。

プレミアム商品券事業については、販売率が55.8パーセント、町民の半数近くの世帯が買われていないということが分かります。買われなかった方に一部の方ですけれど聞いてみますと2万円というお金はなかなか使えないと。生活費で2万円は出せないという方もおいでます。これで、上勝町は、コロナ支援策として全町民に一律2万円支給ということですが本町も来年の5月までプレミアム商品券を販売するということではありますが、やはりこれも全部の町民ができるような対策はないのか伺っておきます。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 小川議員さんの全町的に対策はないのか、ということではありますが、この度のような緊急的な経済対策は基本的に期間を定め予算の範囲内で施行するべきものであり、今後については感染拡大の状況や消費経済活動並びに国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。以上、答弁といたし

ます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問いたします。

今後は、担当者によると国や県の動向を注視しながら取り組んでいくということでありました。12月5日の徳島新聞によると県町村会が県知事に県予算や施策に新型コロナウイルス感染症への追加対策を要望し、検査体制の拡充や中小・小規模事業者支援の強化などを求めているとのことでしたが、これが予算要望しているのに、予算化された場合、本町の取組はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） ただいま小川議員さんから町村会から知事へ要望した内容について、ということですが突然の質問でございますので、町村会のほうはどういう質問を知事に対して行ったか、手元に資料がございませんし、今のところ承知しておりません。今後の経済対策ということですが、まず、商品券、食うポン事業につきましてでございますが、これはあくまで今回議会では予算をお認めいただいた、そのものの対象期間を来年度まで延長するというので、予算を繰越しますので制度の内容そのものを変更するつもりはございません。

今後につきましても、先ほど高木課長から答弁しましたように経済情勢とか国、県の動向を踏まえて、また検討するということになるかと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、農業者支援について伺います。

コロナ禍でレストランや料理店、居酒屋等で客が減少し、野菜の値段が安くなり出荷しても採算が取れなくなって出荷できない農家があると聞きますが今後、農業者支援と対策はどうするか伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農業者が営農を断念することなく、次期作に取り組めることを支援する高収益作物次

期作支援金につきましては、直接の支出は国になりますが、町におきましても、JA板野郡と連携し、制度の周知及び農地の番地や面積の確認を行っているところがあります。

7月時点では、藍住町で173名の方が申請を行いました。事業実施途中であるにもかかわらず、国が一方的に対象者や交付額等の見直しを行っており、最終的な申請者数や交付金の額は未定となっております。

また、感染リスクの減少を目的とした作業効率化や機械の導入等を支援する国の経営継続補助金につきましては、10月20日現在で、藍住町で19名の農業者が交付決定を受けているところであり、現在も2次募集が行われております。

今後とも各種の農業者支援について、情報収集を行い本町の営農者が利用できる制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 農業者支援について、制度の周知、県の高収益作物次期作応援事業の周知徹底を図っているということでありました。

7月に173名の方が申請され、今、19名の交付と。えらい厳しいようなあれですね。その中で、この農業者支援で農業次世代人材投資事業の支援というのも県の支援であると思いますが、この支援を受けた方は、藍住町に何件あるか分かりますか。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 正確な数字は、現在持ちあわせておりません。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 12月5日現在で、徳島県の新型コロナ感染者は累計185人となっているが、東京では第2次感染で1日500人以上、現在では600人以上、また、大阪も400人以上の感染者が出ております。今後12月末から帰省する人や旅行客が増えた場合に本町においても2次感染が予想されるが、その対策はしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの人の移動が増える年末年始の感染拡大への町の対策について、御答弁をさせていただきます。

現在の全国的な新型コロナウイルス感染症の状況は、いわゆる第3波とも言われるように感染者の増加傾向が続いており、重症患者数の増加、入院患者受入病床数が逼迫するなど地域によっては厳しい局面に立たされているものと認識しております。

本町におきましては、現在のところ感染の拡大は生じておりませんが、引き続き予断を許さない状況にあると考えております。人の往来が活発になる年末年始は、感染リスクが高まることが懸念されるところであり、マスコミ報道によりますと、現在、少なくとも35の都道府県が他地域との往来や不急の外出について、自粛や注意を呼び掛けているとのことであります。こうした中、本町といたしましても、やはり町民の皆様お一人お一人に感染予防策をしっかりと認識していただき、確実に実践していただくことが何より肝要であると考えております。

これまでも、国や県、報道機関等から様々な媒体を通じ注意喚起がなされておりますが、本町におきましても町民の皆様に対しては、ホームページや藍メールなどで、手洗い、手指消毒の徹底や3密の回避など基本的な感染対策はもとより、注意力の低下や気の緩みなどにより感染リスクが高まる5つの場面、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりでございますが、これらに対する注意、更には感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫など新しい知見を取り入れた感染予防対策についても周知を行い、感染予防についての徹底をお願いしていきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまの質問に関連して、1点付け加えさせていただきます。来る1月10日に開催を予定しておりました藍住町成人式ですが直近の感染拡大の状況と県外からの参加者の参加割合も多くなるという見通しであることから延期とすることを昨日決定いたしました。本日、新成人への通知を発送いたしました。

また、本日中にホームページへの広報をする予定でございます。なお、延期の時期につきましては、未定でございます。以上、御理解いただきますようお願いいた

します。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、PCR検査について伺います。

先ほども新型コロナ対策として、町民に感染予防策を認識し実践していただけるよう周知していくということでありましたが、年末や年始に掛けて県外から帰省客や観光客の出入りが多くなり、本町においてもクラスターが起きるのを警戒した対策が必要と思いますが、そのためにも周知だけでなく、感染リスクが高い高齢者や社会的役割が大きい保育施設、児童館の職員などがPCR検査を無料で受けることができないか伺っておきます。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 感染リスクの高い高齢者や社会的役割の大きい保育施設児童館などの職員がPCR検査を無料で受けることはできないかの御質問でございますが、まず、新型コロナウイルス感染症に現在感染しているかどうかを判定する検査、すなわち、体内に一定数ウイルスを保有しているかどうかを調査する方法としては、鼻の粘液や唾液からウイルス遺伝子の有無を検査するPCR検査とウイルスに対する抗体を用いて抗原を発見する抗原検査の2通りの検査が国内では主に実施されております。

県内におきましては、県が主体となってPCR検査等を行ってききましたが、11月からは、相談、受診の方法が見直され、発熱等の症状が出た場合は、まず、普段からのかかりつけ医に電話相談し、受診や検査の指示を受け当該かかりつけ医が新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の診療、検査を行っていない場合は、新たに県が指定した診療、検査協力医療機関を紹介されることとなります。

かかりつけ医がないという場合におきましては、県の各保健所に設置されている受診相談センターに電話連絡いただき、当センターから受診可能な診療、検査協力医療機関を紹介されることとなります。この診療、検査協力医療機関は、動線が分けられているなどの感染対策がとられていることが条件となっており、ほとんどの機関で診療及び検体採取も行うとのことであり、仮に検体採取が不可能な場合は、県内4か所のドライブスルー方式の地域外来検査センターなどにつなげることであります。



こうした検査は、行政検査と呼ばれるものであり、この度の新型コロナウイルス感染症の検査に要する経費は、公費負担となっております。この行政検査の法的位置づけでございますが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる「感染症法」の第15条に、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、必要な調査として、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体もしくは感染者の病原体を提出させ、若しくは当該検体採取に応じることを求めさせることができる」といった旨の記載がございます。この当該各号と言いますのは国の「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&A」を引用させていただきますが、新型コロナウイルス感染症の患者、当該感染症の無症状病原体保有者、当該感染症の疑似症患者、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者となっております。

この4番目の当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の判断基準でございますが、国の通知によりますと、濃厚接触者だけでなく、特定の地域や集団、組織等において、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生するなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における当該地域や集団、組織等に属する者まで該当すると考えられるとされております。

つまり、徳島県においては、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の行政検査につきましては、法律上、あくまで県知事の専管事項であり、本町において実施できるものではございません。かつ、その対象も当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者までとされており、小川議員が提案されております、そうした状況にない者、また、感染者の接触者でない者まで無料のPCR検査を受けるようにすることは、現時点では、町において実施することはあり得ませんし、法的な位置づけ及び本来検査を行わなければならない感染の疑いのある方への影響が出ることも必至であることから行政検査の実施主体である県に要望することも考えておりません。

次に、任意検査についてであります。町内に新型コロナウイルスの任意のPCR検査を実施する医療機関ができていることは、新聞報道等で承知しております。

ただ、当該医療機関以外に、県内に任意のPCR検査を実施する医療機関がどれだけあるかは、承知いたしておりません。任意検査は、症状のあるなし、濃厚接触者または接触者であるかないかを問わず、誰でも受けることができますが、全く無

症状の方は、原則自費診療となり、検査に要する費用を全額負担することになります。

議員の御質問の趣旨からいたしますと、高齢者や保育施設、児童館の職員などに任意検査を受けていただき、その費用を無料化してはどうか、ということになるかと思いますが、国の新型インフルエンザ感染症対策分科会におきまして「感染リスク及び検査前確率が低い者については、検査時は陰性でも、その後、陽性となる可能性もあり、絶対の安心にはつながらないこと」と言った見解が示されております。このことは、仮に、今週が陰性でも来週は陽性になる可能性を示唆しており、定期的に検査をしていなければ、何ら意味を持たないこととなります。

また、対象者につきましても、高齢者、保育施設、児童館の職員と言われましたが、それでは、高齢者が利用する介護施設、障がい者が利用する福祉施設などの職員はどうなるのか、日々多くの町民と接する町職員や議員さんはどうなるのか、また、小中学校の教員はどうなるのか、といったように対象範囲が限りなく拡大していくおそれがあります。

さらに、最も懸念いたしますのは、任意検査に対して助成するなど安易に推奨するということは、検査を受けてない者はその業務に携わってはいけないといった風潮を生み出し、ひいては、誹謗中傷や差別にもつながり人権問題に発展するおそれがあります。こうした観点から、任意接種に対する無償化につきましても、現時点では、到底できるものではないとこのように考えております。

町民の皆様には、3密の回避、新しい生活様式の実践により、感染予防に努めていただき、もし新型コロナウイルス感染症の疑いがあるような症状が出た場合は、先ほども申し上げましたように、かかりつけ医又は受診相談センターに速やかに相談いただき、指示を仰ぐことが何より肝要でないかと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、ワクチン接種について伺います。イギリスでは8日にワクチン接種が始まりました。また、アメリカでも先般ワクチンの接種を開始しております。

また、日本では来年3月開始予定とのことですが開始を見据えた予防接種台帳、また、ワクチンの効果と副作用に対する情報発信、それと厚生労働省は10日に新

型コロナウイルス感染症のワクチン接種は住民票のある市町村で予約した上で接種するとの原則とのことであったが、その準備はできているか伺っておきます。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 新型コロナウイルスのワクチン接種についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年10月頃に中国武漢で端を発したとの見方が一般的とされておりますが、御承知のように全世界と言ってもよいレベルで急速に拡大し、世界の感染者数は7,000万人以上、死者の数も160万人を超える状況となっております。

このため、世界各国の大手製薬メーカー、例えば、アメリカのファイザー、モデルナ、ジョンソン・エンド・ジョンソン、ドイツのビオンテック、イギリスのアストラゼネカ、中国のカンシノ、シノファームなどでございますが、こうした製薬メーカーがワクチン開発のしのぎを削っているというのが現状でなかろうかと思えます。

また、国内におきましても、大阪大学とアンジェスが6月から臨床試験を行っているとのことであり、塩野義製薬も年内に治験開始を目指しているとのことであります。

こうした中、議員さんの御質問の中にもございましたけどイギリスにおいては、ファイザーが開発したワクチンが12月2日に承認され、12月8日から接種が開始されており、ロンドンを中心とするイングランドでは当面は設備の整った50の病院において、80歳以上の高齢者や高齢者施設の介護職員、一部医療従事者が率先して接種を受けるとのことであります。

また、ロシアにおきましては、12月5日から自国産のワクチンの接種が開始され、アメリカにおいても開始をされたという報道もなされております。

日本におきましては、政府とファイザー社が6,000万人分のワクチン供給について基本合意しており、また、ファイザーを含む米、英3社から、計1億4,500万人分を購入することで、契約、合意に達したとのことであります。

さらに、先の臨時国会で、予防接種法の改正案が、可決、成立しており、その内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県

の協力により市町村において実施する。接種費用は、国が負担する。予防接種により、健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用する。政府は、ワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等によって生じた製造販売業者等の損失を補償することを約する契約を締結することができる。

接種の勧奨及び接種の努力義務については、予防接種の有効性及び安全性に関する情報等を踏まえ、政令で適用しないことができる。といったことが盛り込まれております。

一方、一部マスコミでは、3月中にも開始との報道がございましたが、加藤勝信官房長官は、「接種開始は、ワクチンの治験を実施中であり、予断を持って申し上げることは控えたい。」とこういうことを繰り返し述べているとともに、仮に、ファイザー製のワクチンを輸入、使用する場合は、その品質を保つには、マイナス70度で保管する必要があり、保管体制や流通体制をどうするのかといった課題もございます。

また、9月25日に取りまとめられました新型コロナウイルス感染症対策分科会の中間報告では、新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等や高齢者及び基礎疾患を有する者を接種順位の上位に位置づけて接種する方針としておりますが、高齢者及び基礎疾患を有する者や、障がい者を有する者が集団で居住する施設等で従事する者や妊婦の接種順位については、引き続き検討することとなっております。

さらに、先週の段階でございますが厚生労働省のホームページによりますと、現在、各ワクチンの有効性については分かっておらず、臨床試験での確認が進められていること。一般的にワクチン接種には、副反応による健康被害が極めて稀ではあるものの不可避免的に発生すること、接種回数については、現時点では分かっていないこと。予防接種を受けられる場所や方法についても、まだ決まっていないことといった内容が掲載されております。

いずれにいたしましても、実施主体は市町村となることは決定しており、予防接種台帳システム等の改修、ワクチン接種を行うに当たり、必要な通知等の印刷及び発送、予約体制の確保や医療機関と連携した実施体制の構築、ワクチン保管と輸送体制との連携などの様々な業務が発生するものと思われませんが、こうしたルールや制度づくりを町単独で行うべきものなのか、県全体で一定の方針を定めるのか、と

いった問題に加え、国から送られてくるワクチンの種類によりましては、その保管方法や使用期限、扱い方が異なっており、これが接種体制に大きな影響を及ぼすといった課題がございます。さらには、自治体に対する実施に当たっての具体的な内容の説明がなされていない状況でございます。

こうした中で、議員さんから体制づくりができているのかという御質問でございますが、なかなかこれにはお答えのしようがないというわけでございますが、かなりの事務量が発生するものと承知をしております。今月中には、国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る第1回の自治体説明会が開催されるということでございますので、こうした確定的な情報を元に県や市町村間での情報共有も図りつつ、実施に向けた準備を進めてまいりたいとこのように考えております。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、高齢者対策について伺います。

今年から65歳以上の高齢者の方のインフルエンザ予防接種が無料となり、現状と対策で、時間がありませんので資料を頂いております。10月末現在と思いますが46.7パーセントの方が受けていると。11月、12月になって、もっとたくさんの方が受けられたと思いますが徳島県医師会のほうでは、もう病院にワクチンがないというようなところもあり、また、板野郡の医師会では、電話で聞いて確認してから来てくれというようなことでありますが、非常に無料にしてたくさんの方が受けられたと思います。

次に、高齢者所帯の支援について伺います。

藍住町の65歳以上の人口は、平成31年2月末で8,395人、令和元年12月で独居所帯の方は525人とのことで、1人所帯の暮らしをサポートする対応として、町内45名の民生委員さんが地域で見回り活動をしているとの説明を受けました。高齢者2人夫婦の所帯の生活状況は、多くは健康面や日常生活に不安を抱えています。生活の安心のために見回り対象を2人以上の所帯に広げることにはできないか。また、この夫婦2人以上の所帯は何軒あるか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 高齢者世帯の支援の現状と今後の取組について、答弁をさせていただきます。

現在、独居の高齢者については、民生委員が月に1回程度の訪問を実施しており安否確認や相談等に応じるとともに、町と徳島新聞専売所及び生活協同組合とくしま生協との間で高齢者等の見守りに関する協定を結び、異常がある場合は、町に連絡をいただくことになっております。

また、大規模災害発生時に実効ある避難支援がなされるよう避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、個人情報提供に同意をいただける方については、個別支援計画書の作成を進めているところであります。

加えて、独り暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため緊急通報装置の設置に対し、補助金の交付も行っております。

さらに、社会福祉協議会におきましては歳末助け合いの募金を利用し、現金2,000円とタオルの配布を行うとともに、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大により実施できておりませんが、ふれあい会食会を南地区と北地区に分けて、それぞれ2か月に1回実施しています。

今後とも、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、こうした取組を継続してまいりたいと考えております。

御質問の中で、高齢者世帯の見守りについてでございますが、本町におきましては、独居の高齢者が500人以上おられるようであり、現在49人の民生委員が月1回程度訪問し、状況確認を行っております。

議員御質問の高齢者世帯でございますが独居または2人で生活する65歳以上で約3,700世帯。75歳以上でも1,670世帯になります。これだけの数を限られた民生委員が定期的に訪問や見守りを行うことは物理的に不可能というだけでなく、本来の独居老人に対する見守りが、行き届かない状態になり、別の課題が発生する要因ともなります。

また、2人で生活する場合は、支え合うパートナーが身近にいることになりしますので、緊急時における応援や助けを呼ぶこと、平時における関係機関や民生委員に相談することも可能であると考えるところです。

もちろん、その家庭に何らかの問題を抱えている場合は、ケースバイケースで民生委員が見守りを行うとともに関係機関につなぐことは、必要であると考えますが議員の御質問のように、一律で全ての高齢者世帯を見守ることは、現時点においては、現実的ではないと言わざるを得ないこととなっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、免許証返納者や移動手段のない方に対する対策として、先ほど前壇議員の説明に町長のほうから答弁がありました。

地域交通の在り方について、今年中に取りまとめるということで今検討していると。慎重に検討するというものであります。来年度からは、タクシーチケットを配布すると。1歩前進でないかと思いますが、松茂町では、来年度からコミュニティーバス等を開始するというものでありますので、本町の町民の方も、藍住町も是非こういう移動手段を作ってほしいという要望がたくさんあります。それも町長のほうから検討しているということでありましたので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、高齢者の居場所づくりについて伺います。

コロナ禍の今、高齢者の多くが、外出が少なくなり家で過ごす時間が多く、認知症の人が増えるとの専門家の意見もあるが町として高齢者の居場所づくりをどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 高齢者の居場所づくりについて、答弁させていただきます。

本町におきましては、高齢者の健康増進や教養の向上を図るため、老人福祉センター藍翠苑を設置しており、多くの方々に囲碁や将棋、生け花、健康体操などに親しんでいただいております。

また、町内8か所に老人憩いの家を設置しており、地域ごとに趣味やレクリエーションを通じた交流の場として活用いただいております。

高齢者の自主的な組織といたしましては、福寿連合会及び各地区に22の老人クラブがあり、藍翠苑まつりや地域活動、健康づくり、生きがいづくりなどの取組に対して、町としても支援を行っているところであります。

さらには、高齢者の介護予防と日常生活の自立を目的に年齢や心身の状況等によって、分け隔てることなく住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくことを目指した介護予防・日常生活支援総合事業に町として積極的に取り組んでいるところであります。

例えば、老人憩いの家において、理学療法士による運動の講習やレクリエーション、血圧測定等を行う、いきいきサロンの開催、町内7か所で、県理学療法士会の協力をいただきながら週1回程度、筋力アップ体操や体力測定等を行ういきいき百歳体操の実施、認知症の予防対策として元気になれる運動教室、脳力アップ教室、脳の健康教室等も実施しており、こうした取組は、介護予防等に資するものでありますが、多くの高齢者に参画いただくことにより居場所づくりにつながるものと考えております。

加えて、ゆめタウン徳島と連携した健康ウォーキングポイント事業や、温水プールを利用した健康すい水エクササイズ事業、スポーツクラブで継続的に健康づくりに取り組んでいただく、あいずみスポーツクラブ年会費助成事業にも取り組んでおり、共通の運動を通じて高齢者等の交流の場になるものと考えております。

その他、町の文化と伝統を生かした様々な催し物が行われる藍住町ビッグフェスティバル、健康づくりやボランティア意識と福祉の向上を目的とした福祉・健康づくりの町フェスティバルなどは、高齢者同士だけでなく世代間交流の場として位置づけているものであります。

ただし、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、こうした事業やイベントの中止及び休止、規模を縮小しての開催といった措置を取らざるを得ない状況にあります。

現在、3密の回避など感染症対策が可能なものについては、順次、再開しているところではありますが、今後ともウィズコロナ、アフターコロナを見据え、高齢化率が急速に進む本町における高齢者の居場所づくりに取り組んでまいりたいと思えます。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 時間がありませんので、高齢者の防災無線戸別受信機導入について。防災無線が全然聞こえないという高齢者の声が多いが災害が起きたとき避難が遅れ孤立する方があると思うが戸別受信機を導入してはどうか。

また、移動手段のない高齢者が使う電動アシスト自転車の補助はできないか。

また、今年の夏は、猛暑日が続き、全国で高齢者の病院搬送が多かったと聞きます。高齢者が購入するクーラーの補助はできないか、まとめて伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。



〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 議員さんの防災行政無線の戸別受信機を高齢者に配布してはどうかということで御答弁させていただきます。

本町の防災行政無線については、これまでも議会で御説明させていただきましたが、現在デジタル化の工事を進めているところであり、令和3年4月の運用開始を予定しております。

防災行政無線がデジタル化されることにより、音声クリアになり放送内容が聞き取り易くなることはもとより、放送内容を専用ダイヤルに電話を掛けて聞き直すことができること、藍メールに文字情報として同時配信できること、さらには、先日災害協定を締結したヤフー株式会社が提供するスマートフォン向けのアプリを通じてプッシュ型の情報発信ができることなど、情報発信の多重化や伝達の確実性が飛躍的に向上することになります。

御質問の戸別受信機は、屋外スピーカーで放送する内容を聞くことができる屋内設置型の受信機のことではありますが、戸別受信機の周辺にいる時のみ放送内容を聞くことができるものであります。したがって、新しく導入する戸別受信機については、発災時に速やかに初動体制に入らなければならない町施設や警察、消防などの防災関連機関、福祉避難所に指定している社会福祉施設などに配備する予定としており、高齢者の方など一般の町民の皆様への配布は予定しておりません。

今後、防災行政無線のデジタル化のメリットが最大限発揮できるよう先ほど申し上げた藍メールの加入促進など、全町民に対する広報、周知に今まで以上に組み込んでまいりたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 高齢者が使う電動アシスト自転車の補助やクーラー設置の補助について御答弁をさせていただきます。

高齢者の電動アシスト自転車については、全国的に、ここ10年間で交通事故が増えており、気軽に外出に使える便利な交通手段である一方、注意を怠ると重大な事故を起こしやすい高齢者にとってはリスクの高い乗り物となっています。

このことから、電動アシスト自転車の購入に対する補助は考えておりません。

なお、高齢者の移動手段については、先ほど平石議員の質問に町長から答弁したとおりであります。

次に、クーラーの設置の補助についてですが、室内における熱中症対策については、冷房機器の有効活用が求められるところではありますが、民間のシンクタンクの調査によりますと、高齢者ほど節電意識などからエアコンを使用しない割合が高くなるとの報告があり、実際、本町でも今年度エアコンを使用せずに熱中症になり、救急搬送された事例がありました。つきましては、こまめな水分補給と併せ適切に冷房機器を活用いただくことが肝要であり、既に生活必需品となっているクーラー設置に対する補助は考えておりません。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、学校教育について伺います。

12月8日に徳島市の40代男性会社員とその息子の10歳未満の小学生が新型コロナウイルスに感染しました。男児の市内の小学校は、8日の6時間目を中止し9日、10日と臨時休校しました。男児の家族以外の濃厚接触者は男児や教諭ら43人でPCR検査を実施しました。多くの人のPCR検査でどこの小学校か特定されたが本町では感染者が出た場合、感染者の差別の抑止など人権擁護対策はできているか。また、年末年始は県外からの訪問客や県外へ移動することが多いがコロナに感染しないような学校での取組はどうするのか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員さんからの御質問。通告のあったうち、たくさんのもが入っていたように思いますので、聞いた範囲の中でお答えをさせていただきます。

まず、感染者が出た場合の対策ということですが、直接子供や教職員に感染者が出た場合は、保健所の指導を仰ぎながら原則として2日ほどの休校措置をとり、濃厚接触者の特定や関係箇所の消毒等を実施することとしております。直接子供や教職員に関係のない陽性者の場合は、その濃厚接触者が子供と教職員にいない場合は、感染対策に一層注意しながら学校の活動を続けることといたしております。

なお、町内で感染者が急増するような場合は、関係機関とも連携しながら適宜対応を検討していきたいと考えております。その際の人権侵害への対策ということなのですが、しばしば報道されているとおり感染者や医療機関に対する差別など人権に関わる問題が指摘されております。

学校においては常々人権教育を進めておりますが、その中で、いわゆるコロナ差別の実態についても、様々なDVD教材や文部科学省の教材、また、ハンセン病とコロナ差別を関連させて学習するなど、それぞれの学校で工夫した取組を行っております。

その他、学級指導での担任からの説話などは全ての学校で行っております。

年末年始の県内外の行き来につきましては、先ほど申しましたように急遽成人式の延期を決めたことが県をまたぐ帰省の抑制につながるものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 時間の関係で、最後にGIGAスクール構想について、来年度から実施するとのことですが、今後の方針と取組状況について、伺います。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 小川議員の御質問のGIGAスクール構想について、来年度から実施、今後の方針と取組状況について答弁をさせていただきます。

1人1台端末については、昨日、約3,100台の入札を行いました。18日の議会最終日に追加提案として「藍住町小中学校情報機器整備事業の購入契約の締結について」を予定させていただいております。

GIGAスクール構想により、全国の小中学校の児童・生徒に1人1台の端末を整備するためタブレット等のパソコンの需要が急増し、かつ、新型コロナウイルスの蔓延のため世界的なモバイル需要の高まりによりパネル等の確保が困難なため、納期については不透明となっております。

また、タブレット等の納品だけでなく、学習支援ソフト、サーバー、タブレット等の保守についても一括に発注契約をするために、今後、不具合等が発生した場合スムーズな修理、交換等に対応可能と考えております。

教職員用のタブレットについては、小学校では既に整備済みでございますが、中学校については、来年度の早い時期に整備をいたします。

利用時期でございますが、小中学校とも来年度の早い時期に児童生徒が利用できるよう準備を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時25分小休

午前11時31分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、3番議員、米本義博君の一般質問を許可いたします。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） ただいま議長の許可を頂きましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、町民の方々が理解しやすい明確で簡潔な御答弁をお願いいたします。

それでは、まず初めにタブレット端末導入により、学校はどう変わるのか。

今年9月16日に新しく菅内閣が誕生しました。その看板政策の1つがデジタル化の推進ではないかと思えます。

現在も収束する気配すらない新型コロナウイルス感染症への対応の中でも感染者の集計や給付金の支給などで時間が掛かったことは、他の先進国と比べ、電子化・デジタル化が遅れていることが要因と指摘されております。

本町においてもGIGAスクール構想を推進するため令和元年度の3月補正、今年度の7月補正、さらに9月補正予算により国からの交付金等を活用しつつ、小中学校の1人1台端末を一気に整備しようとしています。他の市町村も、同様の流れであり遅れを取ることなく、整備を進めることは私としても大いに賛同するものであります。

ただ、教員や生徒がその機材の使用方法を十分理解し、有効に活用していかなければ多額の経費を掛け設備を整備しても宝の持ち腐れということになってしまいます。

先の9月議会でも、同僚であります永浜議員からGIGAスクール構想の課題と対策について質問をされておりますが、1人1台端末により、各教室では、具体的に端末をどのように活用し、どのような授業が行われるようになるのか、家庭での

学習にも変化はあるのか、今までのように教科書やノートでいっぱいのランドセルを背負い登下校するといった当たり前に思っていたことも変わっていくのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 米本議員さんのタブレット端末の導入による授業の変化ということについてお答えいたします。黒板とチョーク、紙の教科書とノートが中心の授業が、今後タブレットなどを使ったデジタル教材がどんどん使われる授業に変わっていくということが予想されます。

主なメリットとしては、次のようなことが考えられます。学習の内容を文字情報だけで伝えるのではなく、画像や動画を使って分かりやすく伝えることができる。それから子供が手を挙げて発言する形から、全ての子供が答えや意見を自分のタブレットで表現することができ、授業へのモチベーションが上がることにつながる。

今、パソコン室で行っているプログラミング学習が教室で手軽に取り組むことができるようになり、プログラミング的思考やICT機器の操作技術を身につけることができる。さらに、教員の教材準備のうち配布する資料や印刷物がパソコン上でできることが増え、短時間で多くの教材を作成できるようになるといったことが挙げられます。

その他、授業中の教員と個々の子供とのコミュニケーションもタブレットを通じてこまめにとることができるなど様々な可能性が広がることが期待できます。

一方でノートに書く作業など、これまで重視してきた学習方法の必要な部分を継承することも大切であるということは共通理解してまいりたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 御答弁ありがとうございました。

今までは、黒板にチョーク、紙に鉛筆が当たり前でありました。私たちの世代には当たり前に思っていたことが、当たり前ではない時代です。今の子供たちが世界から取り残されないためにも、是非、来年の実用化に向け準備を進めていてもらいたいと思います。

続けて質問をさせていただきます。電子黒板の導入について。同じく学校のデジ

タル化についてであります。生徒の手元のデジタル化が進めば、次は、教える側のデジタル化はどうかということになります。

先ほど、黒板にチョークと申し上げましたが、現在では、電子黒板の普及が全国的にも世界的にも進んでおります。藍住町内の小中学校における電子黒板の整備率は近隣の市町村に比べ、かなり低いとお聞きしております。もちろん電子黒板には様々なメリットがある一方で、導入に当たり数々の課題もあると思います。

ただ、教壇側の電子化も進んでこそGIGAスクール構想であり、タブレット端末を有効活用するためには、不可欠な物ではないかと思うのですが、現時点での教育委員会の電子黒板導入に関するお考えをお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 電子黒板導入による教壇の電子化に関する御質問でございます。

先に述べた教材の電子化の第1歩は教科書教材の電子化であります。教室中の子供たちが同じ画面を見ながら学習するためには、大きな画面が必要です。そのためには電子黒板が不可欠です。

これによって子供たちの回答や意見を大きな画面を分割して表示して、ほかの意見を確認したり、また、遠隔地の人物の話を教室にしながら聞けたり、遠くの教室と会議したりするなど、授業の幅が広がります。また電子黒板は書き込むことや書いたものを動かすことなどもでき、授業の可能性が大きく広がることが期待され、既に実証もされつつあります。

電子黒板の導入は学校のICT化の基盤となるものであります。来年度より本格的に導入を開始し、年次的に導入を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 来年度から電子黒板をモデル的に導入し検討していくとの答弁でありました。是非、効果的な活用を図り授業のデジタル化を進め子供たちが理解し易い授業にしていきたいと思っております。

質問を続けます。学校トイレの洋式化についてです。去る10月26日の徳島新聞に県内の公立小中学校におけるトイレの洋式化率の一覧が掲載されておりました。

藍住町の洋式化率は37.3パーセントで、4年前と比較しますと8.3ポイント上昇しておりますが、県内の平均からは遅れをとっております。今の子供たちの家庭では、ほぼ洋式トイレであるため慣れ親しんだ洋式トイレでないと和式トイレは使えないという子供も少なくありません。

また、小中学校は、災害時の避難所にも指定されておりますが、避難所でのトイレ問題が大きくクローズアップされております。

特に足腰の弱い高齢者や障がいのある方には洋式トイレが必要でありますし、年齢や疾患の有無に関係なく、被災者はできるだけトイレに行かなくて済むように、水分や食品摂取を控えてしまい脱水症や血圧上昇、エコノミー症候群等の健康障害を引き起こす事例も報告されております。こうしたことから、私も学校のトイレの洋式化や衛生環境の改善は重要であると思っておりますが、町では、これまで毎年130万円の予算で計画的に整備を進めるとのことでありました。町の財政事情も理解するところでありますが、これでは全てのトイレの改修には、かなりの年数が掛かるため、日常として使用する子供たちや災害時の被災者のことを危惧しておりました。

しかし、今議会に提案されている補正予算では、1億4,000万円余りの予算が計上されており、北小と南小のトイレ改修を一気に進めるとのことで、非常に前向きで思い切った方針転換であり、大いに評価するところであります。

そこで、お尋ねいたします。今回の大型補正予算を組むに至った経緯や財源の確保、また、今回の改修が終了した時点での洋式化率は、どの程度向上するのか、そして今後、残る学校の改修には、どのように取り組んでいく方針なのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 米本議員さんの学校トイレの洋式化について、答弁をさせていただきます。

小中学校のトイレにつきましては、議員さんの質問にもありましたように家庭のトイレが洋式化が主流になっており、和式が使えないという児童生徒が多いこと。湿式で古く臭いや汚れなど衛生面での問題があること。大規模災害が発生した際、避難所となる学校のトイレが円滑に利用できなければ、避難者の生命健康に影響を及ぼすことなどの観点から改修は重要な課題であると認識しております。

しかしながら、大規模改修には多額の経費を要し、2つの中学校、4つの小学校を抱え、それぞれの規模が大きい本町では、どうしても財政的な制約がかかってくるのも現実の問題であります。

これまで、一般財源のみを投入し徐々に洋式化率を高めてまいりましたが、予算の調製権を司る私といたしましては、有利な財源を獲得できるのであれば、一気に整備を進めたいという考えも持っておりました。

そうした中、今回は、かねてより国に申請していた学校施設環境改善交付金が認められたことにより、大型の補正予算を計上したものであります。この交付金は面積と単価による上限が定められておりますが、交付金の算定割合が3分の1、町負担となる3分の2に対しても、充当率100パーセント、普通交付税算定における基準財政需要額への算入率50パーセントという防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が充当できることとなります。

一部、町単独負担は残りますが、こうした有利な財源を活用し、北小、南小のトイレを洋式化するとともに、床に排水口を作らない乾式のトイレへと転換し、衛生面の問題もクリアしたいと考えております。

なお、和式トイレも男女1か所は残すことといたしますので、北小、南小の改修を終えたとしても両校の洋式化率は、60～65パーセント程度となることを御理解いただきたいと思います。

今後は、毎年一般財源にて予算化し、徐々に改修を進めるよりも、全国的にも非常に競争率は高いものでありますが、今回の学校施設環境改善交付金といった財源を確保し、その段階で一気に大規模改修による洋式化、乾式化を行い学校トイレの環境を飛躍的に向上させてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 御答弁ありがとうございました。

各トイレに和式トイレも残していくとのことですが、新型コロナウイルスのような感染症対策の意味でも、和式トイレを残していくことも大切だと思います。そのようなことも考慮し、適正だと思われる洋式化率で残る学校の改修も早期に進めていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 昼食のため休憩いたします。再開は、午後1時に再開しま



すのでよろしくお願ひいたします。

午前 11 時 47 分小休

午後 1 時再開

○議長（西川良夫君） 会議を再開いたします。

次に、7 番議員、近藤祐司君の一般質問を許可いたします。

近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●7 番議員（近藤祐司君） 議長の許可がありましたので、発言をさせていただきます。今年 2 月に初当選をさせていただき、10 か月が経過いたしました。この 1 年を振り返りますと、何と言っても、新型コロナウイルス感染症であります。新たなウイルスに世界中が翻弄され、社会、経済が大きな打撃を受け、日々の生活も大きな影響を及ぼしております。感染予防を徹底しながら早期にワクチン及び治療薬が開発、承認され、行き渡ることを願う次第でございます。

それでは、初めてとなる一般質問をさせていただきます。まず、地方創生についてであります。平成 26 年に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、地方創生という言葉が様々な場面で見受けられるようになりました。国として東京一極集中を是正し地方への人の流れを作り、地方を活性化するということですが、実際には非常に厳しいものがあります。各自治体が総合戦略を制定してから 5 年が経過し、今年から第 2 期の総合戦略に移行していますが、この 5 年間で東京一極集中に歯止めがかかるところか、むしろ東京を中心とした首都圏への流入が進むという状況になっております。

しかし、本年のコロナ禍で少し風向きが変わってきたのではないかと感じております。人口が集積するところには情報や資金も集中し、社会、経済面では効率的ではありますが、人口が密集するが故に感染症が拡大しやすいというデメリットがあります。新型コロナの全国の発生状況を見て分かるように、この 1 年で都市部における感染症への脆弱性が露見したといっても過言ではないと思います。このことは、生活の場として、都市部ではなく地方への注目が高まっていることになります。さらには、テレワークやウェブ会議などが急速に進んでいることも、こうした傾向を後押ししております。翻って、本町は人口が増加を続ける数少ない自治体であり、移住定住を主眼とする地方創生にはそれほど熱心には取り組んでこられなかったように思います。むしろ、取り組む必要がなかったと言えます。

しかし、やがて人口増も止まります。本町としても、地方に暮らしたいと考える人の後押しをするような移住定住促進策が必要ではないかと思いますが、理事者側のお考えをお聞きいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 近藤議員さんの移住定住促進策につきまして、答弁をさせていただきます。

地方への新たな人の流れを創設し、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的に平成26年に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国・地方をあげ地方創生の取組が進められてきました。本町におきましても、一昨年に藍住町地域おこし協力隊、昨年度に東京圏からの移住を促進するわくわく移住支援金を創設し、本年4月には移住相談のワンストップ窓口として、移住交流支援センターを設けるなど、移住交流施策を推進してきたところです。しかしながら、東京圏への一極集中はやむことなく、住民基本台帳人口移動報告によりますと、昨年1年間で東京都の転入超過は8万3,000人に達する一方、徳島県は3,300人の転出超過となっております。

本町における転出人の状況は、全体では転入超過となっておりますが、年代別に分析しますと10代後半から20代前半にかけての層は、転出超過となっております。進学等に起因する若者の転出につきましては、やむを得ない面もあるとはいえ、地方に共通する構造的な課題であると考えております。

こうした中、議員の御質問にありましたように、コロナ禍をきっかけに新たな人の動きが生じており、人口移動報告では本年5月に東京都が転出超過に転じ、10月は2,715人の転出超過と発表されております。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けたテレワークや転勤の減少が要因とみられており、都会の3密を避けて地方の良さが見直されると同時に地方に住み続けたい、あるいは、一旦大都市に進学、就職しても、ふるさとにUターンしたいと考えている若者が増えているのではないかと考えられます。

そこで、こうした気を逃さず、本町に移住または定住を希望する若者を支援するため、現在の奨学金貸与制度を抜本的に見直し、在学中の奨学金返還を助成する町独自の制度を創設してまいりたいと考えております。具体的には、日本学生支援機構の奨学金を受けている者で、大学等卒業後一定の期間町内に定住していることを

確認できれば、返還支援として最大で年10万円の助成を5年間行うような制度を現在検討中であり、詳細につきましては、3月定例会でお示ししたいと考えております。コロナ禍のステイホームならず、ステイ藍住として一過性にとどまらない、移住促進取組に地域の将来を担う人材の町内定着を後押ししてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 移住定住策は人口の維持、定着ではなく、ふるさとへの思いも強く持ってもらうことや、藍住の魅力や住みよさも全国に発信するのにもつながりますので、是非、取組を進めてもらいたいと思います。

次に、汚水処理人口普及率について、お尋ねします。本町の汚水処理人口普及率は、令和元年度末で61.3パーセントで県内では7番目となっています。10年前には41.3パーセントでしたので、約20パーセント増加しており、町として、普及啓発が進んでいる証であると思います。しかしながら、県全体では63.4パーセントであり、何と云っても、県全体では全国最下位を長年続けています。

吉野川、旧吉野川、正法寺川が流れる水郷地域と言ってもよい本町は水環境、すなわち、汚水処理人口普及率が町のイメージにつながるのではないかと思います。普及率向上のためには2市4町の広域で取り組んでいる旧吉野川下流域下水道事業もありますが、下水道事業の整備は長時間を有するため、何と云っても、合併浄化槽の整備が重要です。新築の家の場合は、既に平成13年から合併浄化槽が義務づけられていますが、町内には、まだまだ単独浄化槽が多く、合併浄化槽への転換が遅れているのが現状ではないかと思います。もちろん、土地の面積や家屋の形状等から整備が困難という物理的な課題がネックになることも多々あるとは承知をしておりますが、単独浄化槽の家庭が合併浄化槽への転換に踏み切れるように、支援を充実させる必要があるのではないかと思います。この点について、理事者側のお考えをお尋ねします。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、近藤議員の合併浄化槽への転換に係る支援について御答弁をさせていただきます。

本町におきましては、水環境の向上を図るため、汚水処理人口普及率を高めてい

くことは行政として重要な課題と認識をしており、公共下水道と合併浄化槽の整備促進を両輪として取組を進めているところでございます。合併浄化槽につきましては、藍住町循環型社会推進地域計画に基づき、整備補助金を交付し、普及促進を図ってきたところでございますが、当該計画が今年度をもって5年の計画期間を満了することから、令和3年度から新たな地域計画を策定する必要がございます。こうした中で、行政といたしましても、汚水処理人口普及率を高めることは単独浄化槽から合併浄化槽への転換を強力に進めていく必要があると考えているところでございます。

そのため、次期地域計画においては、まず、義務化がされて既に20年近くが経過する合併浄化槽の新設については補助を廃止、その財源でこれまで補助対象となっていなかった転換における宅内配管工事に対し上限30円とする新たな補助制度を設置、あわせて、補助単価の上限が嵩上げされる高度処理型浄化槽整備への変更といった抜本的な見直しを図っていく予定でございます。合併浄化槽への転換は、何より各御家庭の御理解が重要であり町といたしましても、普及啓発の推進と新たな補助制度の整備により、しっかりと支援を行い、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 単独浄化槽は、汚濁の他の大きい雑排水を未処理で放流するだけではなく、し尿による汚濁負荷も大きく、くみ取便所を用いてし尿処理施設で処理される場合より、逆に汚濁負荷を増大させるものであるため、公共用水域の保全に対する大きな弊害となっています。単独浄化槽では、水環境の汚染が長期間固定することとなるので、早急に対処していただければと思います。以上で、私の質問とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） ここで5分間休憩いたします。

午後1時13分小休

午後1時17分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 議長の許可がありましたので、一般質問通告書に従って質問をいたします。理事者の方は、明確な答弁をお願いいたします。

1 点目、不況対策についてです。「藍住町では、住宅の環境向上と地域経済の活性化を目的として、町内の事業者を利用して住宅のリフォーム工事をした場合に、費用の一部を補助します。」、これが住宅リフォーム補助事業の町の案内でございました。新しい生活様式導入応援住宅リフォーム補助事業と店舗等快適化リフォーム補助事業を行いました。このリフォーム補助事業は、地元の徳島県建設労働組合などが毎年、藍住町に対して実施を要望してきた住宅リフォーム助成制度でございます。議会では、私を始め小川議員も議会の一般質問で実施を強く要望してきた制度であります。私は9月議会の一般質問で、地元業者の仕事確保になり町民の皆さんの住宅環境改善に大きな役割を果たすこの制度に期待をしていました。全くそのとおりでございました。

コロナ禍の影響で不況対策として、藍住町の住宅リフォーム補助事業は地域経済活性化対策として、初めて実施された事業であります。多くの業者と町民の皆さんが期待した事業であるだけに、どのような成果があったのか、その教訓についても伺いをいたします。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 林議員さんの新しい生活様式導入応援・住宅リフォーム補助事業と藍住町店舗等快適化リフォーム補助事業についての御質問でございませう。申請件数や補助金総額については、既に小川議員さんの御質問に対して担当課長から御答弁したとおりでございます。

なお、当該補助金を申請された町民の方からは、「いずれ改修を行ったかも知れないが、町の補助金が改修を行うきっかけとなった」、あるいは、「補助金により、一部でも家計が助かった」という声をいただいております。

また、事業者においては、「確実に受注が増えた」といった声をいただいているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。全くそのとおりでございませう。

資料を提出をさせていただいたので、少し、私もこの点について非常に成果があっ

たということで見ました。まず、当初の補正予算額は、住宅の分が1,500万円、店舗等の部分が1,000万円ということで、総額2,500万円で出発しました。私が9月の議会のときの一般質問のときには、もう既に補正予算額にいわゆる申請件数がほとんどいっぱいだったんでないかと。このときに、個人住宅が40件を上回ると、それから、店舗が15件と、このような答弁でございました。

それでは、一体、このままこの事業は12月の末までということなので、追加予算を組むのかという質問をしたところ、追加予算は考えていると、こういうことで、資料提出をしていただきました。これには、予備費が充用されています。それで、住宅分が1,534万1,000円、店舗分が38万6,000円ということで、1,572万7,000円のいわゆる追加予算が組まれたわけです。その結果、先ほど、答弁がありました。申請件数も134件、店舗は29件、こういう状況であります。それで、交付決定額も3,034万1,000円と1,038万6,000円と。このような交付の決定額がされました。これは予備費の充用が非常に大きな財源構成にもなっているわけです。

私は、そこで改めて全体の工事費の総額も資料請求でしていただきました。住宅の分が1億3,816万2,000円です。それから、店舗の分が2,576万4,000円。この交付決定額に対する全体の工事費、この割合を見ると住宅の部分は4.6倍からの経済の波及効果が出ています。それから、店舗は2.5倍。全体で1億6,374万6,000円っていう工事費総額。これを見ると約4倍の経済への波及効果が出ているわけです。恐らく、藍住町の公共投資事業の中でこれだけ大きな経済の波及効果が現れた事業が今まで過去になかったんでないかと。理事者の方々も今の不況対策、そして地域経済をどう活性化していくかという点で、重大な政策を見させていただいたと。この点で私は理事者の判断っていうのが正確であったんでないかと、このように思うわけです。

その次に続けてお伺いします。

それでは、一体、新年度、不況対策をどのようにするのかということをお伺いいたします。地域の経済を活性化させて、地元の中小零細業者の皆さんの事業を守っていく。これもやっぱり、行政の大きな役割でないかと思えます。しかも、今大変不況が長く続いているわけです。年末を越せないという業者の声も聞くわけです。このことから、どのように町として不況対策、地域経済対策を、それから、新年度に向けて計画、立案をされるのか、この点をお尋ねします。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） 林議員さんの新年度の町の不況対策ということでございますが、現在のコロナ禍において、日本経済はリーマン・ショック以上とも言われる大きな打撃を受けているところであります。

このため、政府におきましては、第1次、第2次とこれまでにない大型補正予算を編成し、感染防止対策と併せ、例えば、国民1人当たり10万円の特別定額給付金、失業者の増加を防ぐための雇用調整助成金の拡充、事業継続を支える持続化給付金や家賃支援給付金、政府系及び民間金融機関による無利子・無担保融資の創設、税の軽減や猶予、感染防止策を前提としたG o T oトラベルやG o T oイート。

なお、G o T oトラベルにつきましては、御承知のように昨日、菅総理大臣が12月28日から1月11日まで一時停止するということを発表しております。こうした国民生活への影響をできるだけ抑えるべく、大規模な経済対策を感染防止対策と併せて実施をされているということでございます。

本町におきましても、国の新型コロナウイルス感染症対応・地方創生臨時交付金を活用し、あいずみ地域活性化プレミアム商品券や食うポン券の発行、シルバー応援事業、パパママ応援給付事業、事業継続支援金の給付、さらには新しい生活様式応援住宅リフォーム事業、店舗等快適化リフォーム事業など、地域経済と住民生活の両面からの支援策を積極的に展開してきたところであります。このうち、プレミアム商品券事業、食うポン券事業及びシルバー応援事業につきましては、事業期間を来年9月までとしており、新年度への予算の繰越しを予定しているところでございます。

国内では、今年1月に最初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、ほぼ1年近くにわたる感染拡大が続くなか、来年度は国税、地方税とも相当の減少が見込まれるということですが、国のように特例法による赤字国債が発行できない地方自治体においては、厳しい財政運営が強いられることとなります。

また、翌年度の地方の歳入歳出総額は、地方交付税法に基づき、内閣から国会に提出される地方財政計画において見込まれることとなり、この地財計画に基づき、地方交付税の総額等が決定されることとなります。言わば、地方の歳入歳出総額は、マクロベースで国のコントロールを受けているということになります。従いまして、今回の新型コロナウイルス感染症対策のように、全国レベルかつ緊急的な対応を要

する政策は、一義的には、国の責任において、または、国の財源負担において行うべきものと考えております。

議員も御承知のように、政府は去る12月8日の閣議で事業総額73兆円、財政支出40兆円の追加財政対策を決定したところであり、年明けの通常国会で予算審議がなされることとなりますが、町としても、こうした国の動向を注視しつつ、予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど、林議員から、経済効果の話もございまして、これはまさに、4,000万円余りの予算の投入に対して町内業者の全体工事額が1億6,000万円以上ということになっておりますので、町の補助金がどの程度工事等を誘発したかは、確認のしようがございませんが、一定の効果があつたものと考えております。

なお、議員が質問の中で言われていました、経済波及効果につきましては、実際は産業連関表に基づき、様々な投入係数を駆使した上で、新たな消費等によって発生した生産等を測定する直接効果、直接効果によって生産等が増加した産業で必要となる原材料を満たすために発生した生産誘発を示す第1次波及効果、直接効果と第1次波及効果で増加した雇用者所得のうち、消費にまわされた部分により、各産業の商品等が消費されて、新たに発生する生産誘発である第2次波及効果などを積み上げていくものであり、自治体の枠を越えて算出されるものであり、本町のみ経済波及効果については算定のしようがございません。さらに、現在の新型コロナウイルス感染症に対する経済対策については、国・県・市町村を挙げて、様々な事業を重層的に実施しているところであり、一自治体の一事業のみの経済波及効果を算出することは、何ら意味がないというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、今答弁を頂きました。そこで、ひとつは申請件数、先ほどもありましたように、全体で住宅の申請が134件、そして店舗が29件。こういうこのかたちに交付決定がされたんですね。そこでキャンセル待ちがかなりあつたと思うのですが、私の友人もキャンセル待ちでありました。もちろんキャンセル待ちでそのままなんですけど、ですから、どのくらいのキャンセル待ちがあつたのか、人数をお知らせください。キャンセル待ちをかけたということは、



それだけ町民の方は今回の住宅リフォーム助成制度について非常に期待をされていたと、こういう問題ですから、件数を。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 林議員さんの御質問のキャンセル待ちの件数についてですが、新しい生活様式応援住宅リフォーム事業につきましては36件、藍住町店舗等快適化リフォーム事業については9件であります。以上です。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。

キャンセル待ちが住宅リフォームでは36件と、そして店舗では9件。この方たちは、やはり町がこのような非常に住宅環境を改善していくと、大いに期待してキャンセル待ちをしていたと。この方々は次回、いつ藍住町としてこのようなリフォーム補助事業をしてくれるのかと、そういう声も聞きました。広報活動として9月議会でも質問したんですが、9月15日に住宅リフォーム補助事業の案内があったんですね。その前、もちろんホームページでありました。ですから、8月15日であれば、一定、町内の方々に徹底されたのではないかと、これは手続き上の問題であります。こういう中で、これだけの45人の方がキャンセル待ちをしていたと。当初のほぼ補正予算を組んだときの申請の人数に近い人たちがなっていたと。大いに次回期待をするのが私ども考えたら当たり前でないかと、こういうことあります。

そこで、再度、なぜ住宅リフォーム助成制度が必要なのか、このことを言います。これは長引く不況の中で全国の建設労働組合とか建設業団体などが国に働き掛けてこのような制度を作らせたんです。これは、閣議決定されとんです。いつかと言いますと、2010年、平成22年6月18日に新成長戦略、これが閣議決定されて、この中身が中古とかリフォーム事業の推進プランがここで策定されたんです。その後、一連の住宅リフォーム助成制度について、国土交通大臣がこのような答弁をされています。これは、住宅リフォーム助成制度は2011年2月22日に当時の労働組合の代表が当時の大畠国土交通大臣と面会をして、このリフォーム制度の良さを知ってもらって国としてなんとか働き掛けてほしい、こういう要請をしたわけです。そのときに、大畠国土交通大臣は「工務店に金が流れないと地域経済は良くな

らない」と、「大手企業が仕事を確保しても東京が潤うだけ」と、「僅かな補助で新たな事業をおきるリフォーム助成については非常に大事な制度と思う。充実するようにしたい。」と、国も国民の安心安全、耐震、防災、住宅環境の改善の観点から住宅リフォーム助成制度というのが作られ、国が市町村に対して世界資本整備総合交付金の活用を促して、地方で創設、拡充などの施策が全国各地で大きく広がりました。このとき、既に不況対策、地域経済活性化対策としていち早く取り組んでいたのが秋田県でございます。少し紹介しますと、住宅リフォーム助成制度の利用件数が1万3,921件で、19億7,190万円の助成で、300億円の工事高です。1件当たりの工事費は215万円という成果を出しています。

先ほど、答弁がありました。産業連関表を用いれば、産業への経済波及効果は450億円、1.55倍に、これでも試算で出てきたわけです。2011年2月です。このように、やはり地域経済活性化対策として非常に重要だと、国を挙げて認めているわけです。そこで、不況対策というのは、大型公共事業でなく、地元の中小零細業者の仕事確保と結びつく必要があります。小規模工事ほど労務比率が高く、工事費の中に占める賃金の割合が多いので、直接労働者や職人の皆さんに賃金が行き渡るんですね。このことで、地域経済が活性化する力となるわけです。この点で、全国の自治体で試され済みの住宅リフォーム助成制度を藍住町の国のそういう待ちでなく、独自で検討していただきたい。これが私の要望でございます。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） リフォーム事業について、再問をいただいております。リフォーム事業等のうちで、例えば、防災に対応します耐震化などにつきましては、これは明確な行政目的を持っていますので継続して実施してまいりたいと考えております。ただし、この度のような緊急的な経済対策につきましては、基本的には期間を定め予算の範囲内で実施すべきものであり、決して恒久的に行うべきものではないとこのように考えております。なお、今後の予算編成上の考えといたしますのは、先ほど私のほうから御答弁をさせていただいたとおりでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。

大方の町としての基本的な考え方はよく分かりました。ですけど、今回の住宅リフォーム助成制度の追加の充当した予算、これはやっぱり町の独自のそういう財政支出であったというふうなことを私どもは認識をしておりますので、やはり、一定こういう考えに基づけばできないことはない、このように思って、次に進めます。

2点目です。町の財政についてであります。帝国データバンク徳島支店によると、今年1月から11月の県内での倒産件数は50件になり、リーマン・ショック以来、11年ぶりに50件を突破をしたと。18年の後半からの景気後退や消費税10パーセント増に新型コロナが追い打ちをかけた。これが不況をますます拡大をしてきた。年末にかけて倒産のリスクは増幅していると、このように帝国データバンクの担当者は語っているわけです。こういうことで、年末を越せない業者もたくさん出てくるんでないかと。コロナ禍の影響で、事業所の業績は悪化をしています。そして、勤労者の収入減ですね。とりわけ、医療機関等はボーナスもなかなか出ないと、全国では6割を越す医療機関が赤字で疲弊してしまっていると、こういう状況が続いているわけです。このような中で、藍住町としても新年度の税収がどのようになるのか。これは大きな町財政の運営にとって税収というのは柱なので、どのような状況になるのか、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 齊藤税務課長。

〔税務課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎税務課長（齊藤秀樹君） 新年度の税収見込みにつきまして、答弁をさせていただきます。

基幹税目である町民税のうち、法人町民税は、国に納める法人税額を課税標準とする法人税割額と均等割額を合計しますが、その法人税は、事業で得た所得を対象としていますので、法人税割額には、企業の決算期ごとの業績が反映されることとなります。本町では、リーマン・ショック時や消費増税時において、その規模は異なりますが、事象があった翌年に法人町民税額が減少し、さらにその翌年には個人町民税額が減少するという傾向が見られています。本年度11月末現在の法人町民税調定額は、対前年比で16.3パーセント、約3,200万円の減少となっておりますが、このうち法人税割額では、税率の引き下げ分を除いても20パーセント以上減少しています。また、本町の個人町民税額の約9割が給与所得者分であることから、本年の業績が悪化した法人の割合が高くなれば、来年度の個人町民税収入も

厳しい見込みと見るのが適当と考えております。

もう1つの基幹税目、固定資産税につきましては、資産の価格が課税標準となりますので、感染症が直接課税に関係するものではありませんが、与党は、税負担の軽減を目的に、負担調整措置等により増加する土地の税額を据え置くとする令和3年度税制改正大綱を公表しています。現時点では、制度の詳細及びその減収分に対する補填措置に関する情報は示されていませんので、直ちに減収となるかは不透明な状況です。

このように、感染拡大の状況次第で税収が左右されることは必然ですので、引き続き法人町民税申告状況、給与支払報告状況に注意を払いながら、国及び社会情勢を注視してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。

税収が減少するというのは、町のあらゆる施策に関連してくるんでないかと、このように思います。まず、その点では、できるだけ不要不急の支出を削減をもちろんしてくる。そして、地域の経済をどう活性化させて町民の皆さんの暮らしを守り、その結果、税収を上げていくか。それ以外に経済政策の転換はないというふうに思います。それと、前の議会でも議決をしました。やはり、地方財政が逼迫するような状況を迎えたわけですから、国がやはり大幅に税収の減少分を補填をしていくと、これ以外に解決の方法がないんでないかというふうに思います。是非、新年度の予算の中で最大限に町民の皆さんの暮らしや営業を守っていくと、そういうところに重点を置いていただきたいと。

それでは、続けて学校施設の整備についての質問をいたします。

学校施設の整備については、前段、米本議員に答弁がありました。それにつきましては、その部分は質問を控えさせていただきます。私が思うのは、せめて板野郡内で他の町よりか藍住町が低いっていうのは、なんとなく町民として町議会議員として余り芳しくない、こう思いますので、どんなふうに板野郡内で洋式トイレで最下位であるので、どう見直していくかと、そこは1点です。

それと、北小と南小のトイレ改修工事費ですけど、約1億5,000万円の予算が組まれました。この1億5,000万円っていうのは何基分に当たるのか、お伺いしたいと思うんです。なぜ、そのことを質問するのかと言いますと、その理由と

して私が令和元年9月の定例会で藍住町の町内の中学校校舎と体育館のトイレの洋式化に伴う予算額と年次計画について、資料提出をしていただいて議会で説明を受けました。その資料によりますと、小学校と中学校あわせて、洋式化されていないのが245か所。1か所当たり必要な予算額が50万円。全体で1億2,250万円あれば洋式のトイレ化ができる予算でございました。体育館は17か所で必要な予算が850万円。ですから、校舎と体育館を合わせて1億3,100万円で全てトイレは洋式化になる、このような試算が説明の資料の中で述べられたわけです。ですから、今回、なぜ北小と南小のトイレの改修工事費に1億5,000万円もの予算が必要なのかどうか、このことをお尋ねします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 板野郡内で洋式トイレ率、低い見直し、北、南小改修工事費で何基分か、工事費が1基当たり高いかというような内容だったと思うんですけども、まず、小中学校トイレの洋式率の状況でございますが、9月末時点では、藍住町は37.3パーセントとなっております。なお、郡内他町の個別の数値については、責任を持ってお答えができるものではございませんので控えさせていただきますと思います。

見直しについては、先ほど町長が米本議員の質問に答弁したとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、北、南小の改修工事費で何基分、また、洋式にするかのことでございますが、今回の定例会の補正予算を提案しております1億4,576万円のうち、設計業務委託により、委託業者と検討してまいりたいと思ひます。また、工事費については、洋式化するとともに、床の湿式から乾式に転換するための大規模改修工事となっております。以上、答弁とさせていただきますと思ひます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。

なぜ、高いのかという質問に対しては、床を湿式から乾式にしていくと、こういう答弁でございました。それにしても、非常に全体の予算で1億5,000万円あれば、全ての小学校、中学校、体育館も含めて洋式のトイレにできると。あまりにも金額というのがかけ離れているのではないかと、もう少し、中身等を

含めて検討していただきたいと。私はもうこれだけの予算を組まれたので、かなり大幅に洋式のトイレ化が進んでないかと期待していたところです。そうしますと、この計算でいくと、次に、同じ質問の中に入れていたんですが、東小と西小ですね。これも先ほど米本議員に対して町長から答弁がありましたけど、その次は、この計算でいくと、同じような1億5,000万円近く工事費が掛かるような、こういう計算になるわけですね。その次、中学校も恐らくこれぐらいと。非常に町の財政が先ほど答弁いただきましたけれども、大きな町の税収が減少する中で、支出の割合が非常に高いと、もう一度深く検討していただきたいということを要望いたします。

それでは、続けて洋式のトイレの問題です。職員用の洋式のトイレ化です。最近、若い女性の職員が増えているそうです。妊娠されるとお腹が大きくなって和式のトイレで、しゃがむのが大変苦痛だということを小学校で聞きました。このことから、やはり学校の先生方も大変な仕事の中で、しかも、若い女性がどんどん増えていると。この点でも率先して併せて改修していただくということが必要でないかと。この点についてどのようにお考えか。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの教職員のトイレは、今後どういうふうにするのかという御質問だったと思うんですけど、まず、児童・生徒のトイレ改修を完了させていきたいと。そこで、一部まだ教職員トイレについては和式から洋式のところもございます。そういうところで、できていないところも一部ございますので、それについては、先ほど言いましたように児童・生徒のトイレ改修工事ができ次第検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。できるだけ早く実施できるようにお願いをしておきます。

最後の質問になります。汚水処理事業についてであります。まず、1点目は、し尿くみ取り、汚泥を公共下水道に流したらどうかということで、私も提案を議会の中でしてきました。流すということで、既に藍住町として、この計画に着手をされています。この進捗状況とし尿くみ取りの汚泥を公共下水道に流すことによってどれだけの費用が削減されるのか、費用対効果等について答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、林議員さん御質問のうち、し尿を公共下水道に流す計画の進捗状況と財政効果について答弁をさせていただきます。

最初に、進捗状況についての御質問でございますが、町長の行政報告で申し上げましたが、中央クリーンステーション大規模改修工事については、現在、工事着手に必要な法手続きを進めているところでございます。今後の工程といたしましては、手続きが完了次第、工事に着手し、令和4年3月の竣工を予定しております。

次に、財政効果についての御質問でございますが、本年3月の議会全員協議会で御説明をいたしましたとおり、今回の改修工事にあたり、必要な費用の比較検討を行い、より経済的な処理方式を採用しております。具体的な検討内容といたしまして、現在の施設を改修する方式とし尿の下水道投入方式を建設費及び維持管理費について比較検討をいたしております。建設費による費用比較は、現在の施設を改修する方式が約13億6,000万円、し尿の下水道投入方式が、約8億3,000万円でありました。

なお、し尿の下水道投入方式を採用した場合には、国庫補助を活用することができ、補助率が2分の1であることから約4億1,000万円の補助が見込まれ、町負担の大幅な軽減となりました。また、現在の施設を改修する方式では、国庫補助の対象とはならないため、全額町単独費となり多額の財政負担となります。実質の負担額では、し尿の下水道投入方式が、約9億4,000万円安価となっております。

次に、維持管理費について費用比較の結果、ほぼ同額でございました。しかしながら、現在の施設を改修する方式につきましては、今後、施設の老朽化が進んだ際には、多額の修繕費が発生することから、し尿の下水道投入方式が有利であるとの判断に至っております。以上のことから、し尿の下水道投入方式を採用し、現在事業を進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。今回のし尿収集の汚泥を公共下水道に流すことによって、国からの補助金が半額出るということで、そちらの方が有利だと、こういうことでよく分かりました。あと是非、この点については、さらに維

持管理をどうしていくかということで詰めて、よりよい施設にしていただきたいと、この点。よく分かりました。

その次の下水道事業の見直しについてです。11月27日付けの徳島新聞の報道によりますと、徳島市では、八万、加茂、加茂名の3地区で計画されていた公共下水道事業の中止を検討すると。その理由として、対象区域では既に合併浄化槽の普及と今後の人口減少で、使用料収入の減少が見込まれる上、完成までに巨額の費用と長い時間が掛かると判断をしたと。後段、こういうことが報道されていました。

現行の下水道使用料も2022年度から段階的に引き上げる方針だと報じられているわけです。徳島市っていうのは、かなりこの3地区というのは人口密度が高い地域であります。ここで、なおかつ公共下水道事業は多額の費用が掛かるし、そういうことから中止を検討すると。恐らく中止をされると、このように思うわけです。そこで、藍住町でやはりこれから今2期工事がされているわけですが、今後どのような見直しをしていくのか。改めてこの点で答弁をお願いしたいというわけです。

○議長（西川良夫君） 佐野上下水道課長。

〔上下水道課長 佐野正洋君登壇〕

◎上下水道課長（佐野正洋君） 林議員さんの御質問の汚水処理事業についてのうち、下水道事業の見直しについて、答弁をさせていただきたいと思います。

今後の下水道事業につきましては、県が令和4年度に汚水処理構想の見直しを行う予定としておりますので、その計画に併せまして、本町でも、令和3年度に汚水処理構想の策定を行う予定であります。具体的な下水道事業計画につきましては、国の下水道10年概成方針を注視するとともに、県及び流域下水道関連市町（2市4町）と協議を進めながら、住居が散在し、下水道が非効率的な地域と公営企業として採算の見合う地域とのすみ分けを行っていき、全体計画の見直しを行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。それで、是非見直しのときにやはり町の財政状況を中心に動いていただきたい。それから、今まで第1期工事、第2期工事と工事を進めてきたわけですが、その中で公共枿が認可区域の町民の皆さんの自宅前に公共枿が設置されるんですが、下水道とつながない、下水道に加入しないと、こういう方がおいでるわけなんですね。その原因ももうはっきりしとるんです



ね。経済的な負担が重いと、大変だということなんです。特に、この藍住町でも税収不足が言われています。ですから、思い切って中止をすべきだと。それで、先ほど副町長が答弁されたように、合併浄化槽へ大きく転換していくと、こういうことを私は要望していきます。

それで、続けて質問いたします。合併浄化槽の設置に関しては前段の近藤議員が質問をして副町長からの答弁がありました。その問題につきまして、私は資料請求をして資料が今日提出されました。資料ナンバー3、これは平成27年度から令和元年度の藍住町が過去5年間、浄化槽の設置状況を詳しく記載されています。補助基数ですね、それから新設転換事業費、そして、国・県の支出金、一般財源、浄化槽の普及率と。新年度は、新設に対する町の一般財源から補助金は出さないと、そういう答弁だったんですね。転換のほうに重きを置くと、こういう答弁でした。そこで、資料の3を見ていただきたいんですけど、私はちょっと理解ができないんですけど、平成30年のと令和元年度の補助基数、30年度は123ですね、新設が114、転換9、事業費が1,509万2,000円で、国・県支出金が799万6,000円で、ここで何が言いたいかと言いますと、国と県の支出金が平成30年度では53パーセントなんです。国と県の支出金。そして、令和元年度が同じく、基数は余り変わりません。3基多くなった126件。そして、新設が114、新設は変わらんですね。そして、転換が12ということで、転換が3件増えています。工事費も余り変わりません。100万円ちょっとですね、1,682万円。そして、国と県の支出金が半分以下になっとるんですよ。339万8,000円。その割合は、20.2パーセント。そこは、一般財源の持ち出しが約8割近いんです。平成30年度は、一般財源は47パーセントだったんです。なぜ、このようなことが補助金の実績で起こったのか。国や県の補助単価、率が変わったのかどうかと、あわせて。

○議長（西川良夫君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） 今、林議員さんからの質問でございますが、資料請求の中の提出した各年度の国・県の支出について、お聞きしたいということであったと思いますので、答弁させていただきます。

このことにつきましては、平成28年度から令和2年度までの5か年の地域計画を、まず、国・県のほうに申請をいたしております。その中で、毎年度実績をあげ

ていくわけなんですけども、最初の28・29・30年度につきましては、申請をしておいた額で実績をあげさせていただいております。それで、5か年の合計額がございますので、昨年度それと最終年度で、補助金にあわせた額で実績を調整させていただいて、最終決まった国・県の補助金にあわせるということで、こういうような差が生じているところでございます。御理解いただけたらと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございます。そういう理由であれば、はい。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 5分間の小休をいたします。

午後2時13分小休

午後2時19分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に遡り会議を再開します。

次に、8番議員、紙永芳夫君の一般質問を許可します。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 議長の許可を頂きましたので一般質問を行います。

質問に先立ち、一言申し上げます。私は議会改革と町民の皆様の声を行政に反映することを公約に去る2月の選挙戦を戦い、議員に当選させていただきました。微力ではありますが、藍住町の発展と住民福祉の充実に全力で頑張る決意をいたしております。

それでは、通告書により質問を行います。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。答弁は一問一答でお願いいたします。

なお、私の質問内容は通告書にも記載しておりましたとおり、5点に及びますが、前段2点は要望と期待をこめた質問内容となっております。後段の3点はいずれも具体的な事項を問う質問内容となっております。

これにより、順に質問をいたします。1点目は、高橋町長の藍住町政の取組姿勢と、その実施状況及び将来展望について伺うものであります。過日、本年2月の藍住町議会議員選挙で当選しました私たち議員は、議員研修講座で高橋町長から議員

定数と藍住町政の現状及び今後についての話を聞く機会を得ました。1時間30分にわたる町長の話は、私たちに感銘と共鳴を与え、心に残る1時間30分でした。町長は町政の運営に当たり、常に豊かな思慮に基づき、時代状況を的確に判断せんと努めていることを今回改めて知りました。厳しい少子高齢化社会に対処するに当たっても、全国的視野に立って、徳島県藍住町等における精度の高い人口推計を基に、その対策に取り組まれていることを知り、高橋町政安泰なりの感を深くいたしました。また、予算編成でも同様の手法をとられ、聞く者に安心させる説得力がありました。これが、そのときの資料でございます。

〔紙永芳夫君 資料を見せる〕

●8番議員（紙永芳夫君） 図解、推計表を用い、非常に分かりやすい、大変参考になりました。これがそのときの資料になります。

〔紙永芳夫君 資料を見せる〕

●8番議員（紙永芳夫君） 席上、同僚議員からも共鳴する声上がり、「町長、本日の席上で話されたこうした話を全町民に、是非、発信されることを望みます。」の声もありました。そのとき、私も感銘を受け、話の内容を今も深く心に刻んでおります。議員研修講座で話された町長のそうした話を全町民に発信されることを強くおすすめするものであります。ちなみに、来年1月15日に商工会青年部が町長を講師として招き、勉強会をすると聞いております。町政等について、活発な意見交換を大いに期待しております。町政について、町長から町民への発信は、一方で町民から声を聞くまたとない機会とも考えます。そこで、町長が町政を推進する上で、今日考えていることを町民に何らかの方法で発信されてはと思いますが、いかがでございましょうか。改めて、お尋ねをいたします。明解な御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 町政を進める上での私の考えているところを、具体的、実際的に披露していただきたいとの御質問であります。私は、平成29年の藍住町長選挙において、「町民とともに歩むまちづくり」、「子育て支援の充実」、「災害に強いまちづくり」、「教育環境の充実」、など、8つの柱と26項目の公約を掲げ、当選させていただきました。以来3年間、公約の実現はもとより、議会の御意見や町民の皆様の声に耳を傾けながら町政運営を行い、さらには、この度のコロ

ナ対策のような喫緊の課題に迅速な対応を図っているところであります。

こうした取組の状況や私の考えにつきまして、まずは地方自治の二元代表制の一翼を担う議会にお伝えするため、毎定例会の開会日に行政報告を申し上げており、特に、3月定例会では、通年予算となる新年度当初予算案と併せ、重点施策及び取組方針として、所信表明をさせていただいております。

また、町民の皆様に対しましては、私の考えを直接発信するため、広報あいずみの1月号において、新たな1年を展望する年頭所感を、4月号では、3月定例会の所信表明を掲載しているところであります。加えて、昨年度まで各地区協議会の総会に出席させていただき、挨拶の中で簡単な町政報告を行い、意見交換をいたしました。ただいま、議員からさらなる発信が必要では、との御意見を頂きましたが、私の思いや取組を随時お伝えしていくことは、町政と町民との距離を縮め、町政に一層関心を持っていただくという観点からも、非常に重要なことであります。

そこで、さらなる発信に向けて、町ホームページやSNSの活用など、コロナ禍における新たな手法を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症が収束した折には、再び町民の皆様と直接対話の機会を設けてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 前向きな御答弁の実現に期待をしております。ありがとうございます。

次の質問に移ります。2点目は、町民の声を聴く視点から、町民からの論文募集について、提案をいたします。

今、私は、ここに「あなたは、我が町の10年後を考えたことがありますか」といったタイトルの論文を手にしております。これがそうでございます。

〔紙永芳夫君 資料を見せる〕

●8番議員（紙永芳夫君） この論文は、昭和62年に藍住町商工会青年部が企画し、論文募集をした際に、現在の濱参与が応募し、特別賞を受賞したものです。今から33年前に書かれたものです。論文は、33年間、商工会館の金庫に眠っておりました。

論文の内容は、現在の正法寺川公園を中心に、筆者が御自身の日々の体験から書き上げられたものであります。今改めて、読まさせていただき感じることは、33年

前に書かれた論文の内容が、見事に今日の正法寺川公園を活写しているといっても言い過ぎではないと思えるような内容であります。それは、正に33年前に、今日の正法寺川周辺を予期し、展望して書かれたものと思われます。

また、論文では、「町の行政は、町民の努力をいかに支え、援けるかという支援者の役割とその心得が何よりも求められる。そこには、町民の意識と行動の変化、進展を見極めながら長期にわたって共々に問い、求め続けることが要請される。」と述べられ、文化の町藍住町の実現に取り組むことへの夢と希望が綴られています。地方自治への住民参加の一端を伺い知ることができます。

本論文は、私たち政治に預かる者にとって、10年20年先の藍住町政、藍住町の町づくりを考える、その必要性を痛感させる論文でもあります。

さて、今、世界的に蔓延している新型コロナの収束は、いまだ先が見えない状況にあります。わが国社会での少子高齢化問題なども、解決の見通しのたたない状況にあります。こうした厳しい社会状況にあって、今日、人口3万5,000人余りを抱える県下随一の藍住町はどうあるべきか、その現状と将来を問う、意見発表の場として懸賞論文を企画、募集し、賢明な町民からの意見を求めることは、決して意義のないものではないと考えますが、町長のお考えをお伺いするところでありませう。

公選職にある者が、常に口にする言葉として「町民の声を反映した町政を。」とよく言われますが、こうした論文募集も町民の声を聴く1つの方法ではないかと考えます。

一度、藍住町として、町民からの論文募集を企画し、募集してみることは、町政推進の上からも決してマイナスではないと考えますが、活力に満ちた藍住町の発展と生き生きとした町民のあり方をうたい上げた論文が必ずや寄せられるものと思います。そこには、また、町づくりの示唆に富む町民からの貴重な御意見も見られるはずであります。

町長にお尋ねいたします。こうした企画を一度検討してみてはいかがでしょうか。町長の素直なお考えをお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 町民からの論文募集を検討し企画してみては、との御質問についてですが、町の施策に町民の声を取り入れ、反映させていくことは当然かつ

重要なことであると認識しております。このため、例えば町の基本的な計画の策定に当たりましては、策定委員への町民参加、町民アンケート調査の実施、パブリックコメントなど、できるだけ多くの方の意見を集約し、町政に反映できるように心がけております。

また、日常的には町長への手紙制度で専用封筒と書式を合同庁舎ほか、町の施設に備え付けており、町民の方から気軽に町に対する御意見、御提言を頂けるようにしております。

御質問でいただいた論文となりますと、提出する側にも一定の知見や文章力が求められ、応募のハードルが少々高くなると思われませんが、私としましては、町民の方々が10年、20年先の我が町に対して、どのような将来像を描き、どのようなアイデアを持たれているのか、大いに関心があるところであります。

折しも、今年は、昭和30年の町制施行から数えて65周年に当たりますので、記念行事の一環として、論文とまでは申しませんが、御意見の募集を積極的に検討してみたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） ありがとうございます。

3点目の質問の前に、これ素晴らしい論文でございますので、御希望の方は差し上げますので、お申し出ください。

次に、3番目の学校給食の食べ残しについて質問をいたします。藍住町の給食はほとんどが単独調理場で作られており、温かいおいしい給食が出されております。また、栄養士によるカロリー計算や、できるだけ食べ残さないよう献立を考えており、保護者の方も大変感謝していると思います。この度のコロナ禍により、学校が休みになり昼食等に大変苦勞したと聞いております。そこで、学校給食の食べ残しの現状について、お聞きいたします。食べ残しの問題は、小中学校での教育も大きく影響すると思います。子供の頃の食生活の習慣が大人になってからも大きく左右すると思います。学校給食の時間も子供たちの教育面では重要な時間だと思いますが、食べ残しなど、学校給食から発生する食品ロスの問題について、削減の取組などを含め、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 学校給食の食べ残しについて、答弁をさせていただきます。学校給食に取り組む意義としましては、3つポイントがあります。まず1つが、食品廃棄物、食品ロスの削減は、国連で「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料廃棄を半減」に資することであること、2つ目が、国が定めている食品リサイクル法基本方針において、学校給食調理施設は、食品関連事業者の取組に準じて食品循環資源の再利用等を促進すべき施設と位置づけられていること。3つ目が、国が定めている食育推進基本計画では、食品ロスの削減のために何らかの行動をしている国民の割合を80パーセント以上にすることが目標になっていることの3点でございます。

藍住町の学校給食における食べ残しの現状としましては、残食量は、1日当たり、小中学校6校で約90キログラムとなっております。

食べ残しが発生する理由としましては、「嫌いなものがあるから」「量が多すぎるから」「給食時間が短いから」等が挙げられております。

残食を減らすためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の形成、実感として食物に対する子供一人一人の意識を改革することも必要であると考えております。

子供の頃に、食に関する興味関心を高め、もったいないの心を育て、将来にわたり継続して意識していくことができるよう子供たちの教育に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再問をいたします。学校給食の食べ残しについて再問します。先ほど、給食を残す理由として、「嫌いなものがあるから」「量が多すぎるから」「給食時間が短いから」という答弁がありましたが、給食の食べ残しには児童生徒個人の環境要因、給食の献立や量といった様々な要因が関連していくと考えられます。学校給食の食べ残しの削減に取り組むための具体的な内容がありましたら、どのようなものがありますか。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 学校給食の食べ残しの削減に取り組むための具体的な内容、どのようなものがあるかという再問にお答えをさせていただきます。

学校給食の食べ残しの削減に取り組むための具体的内容としましては、準備時間を短縮するなどによる喫食時間が足りないことによる食べ残しの削減、食べることの大切さ等に関する授業による好き嫌いの意識改革、食への興味増進等が挙げられます。今後は、児童生徒の食べ残しを減らすため、栄養教諭が直接授業を行うなど栄養教育を行うとともに、学校全体として食べ残しの問題に取り組む対策を考えていく必要があります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） それでは、次に4点目の御質問をさせていただきます。

学校の部活動の支援強化について、質問をいたします。学校の部活動は生徒の生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくりや、体力の向上と健康の増進、豊かな人間性の育成など、心身の健やかな成長に必要なことは言うまでもありません。

しかし、部活動は指導要領でその大切さが打ち出されたにも関わらず、学校現場では依然、教員の自助努力に頼ることが多く、指導者不足等の課題もあることから、活性化しづらい状況にあります。運動部で顧問をしている先生にお話をお聞きすると、授業が終わり、夕方4時から6時までの練習、その後9時までの翌日の教材研究、それから帰宅。土日も練習や試合で家庭を犠牲にしないとやっていけないと話されていました。部活動の負担軽減が図られれば、教材研究なども教員本来の仕事である授業の充実も期待できることから、今一層、教員への支援体制を整えるべきと考えます。

そこで、部活動の支援強化について、お伺いいたします。学習指導要領に位置づけられた部活動に対して、どのような認識を持たれているか、また、部活動による教員の負担軽減に対して、どのように取り組まれているかをお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） それでは、学校の部活動の支援強化について答弁をさせていただきます。

まず最初に、部活動に対してどのような認識を持っているかの質問にお答えさせていただきます。学習指導要領において部活動が明記されていることについては、教育の一環として果たしてきた意義や役割の重要性を踏まえたものと考えております。部活動は生徒にとって貴重な成長の場となっており、スポーツや文化活動等に



仲間とともに取り組むことを通して責任感や連帯感の涵養に資するなど、大変意義のある活動です。

しかしながら、部活動は教員等によるボランティア的な活動で成り立っているため、生徒や保護者の求める指導力に十分応え切れていないことや、教員の勤務に対する負担等の様々な課題があると認識しております。

次に、教員の負担軽減についての質問にお答えいたします。

これまでも学校では、複数の教員が交代で指導に当たったり、保護者や地域の方々に外部コーチとして指導の補助をお願いするなど、運営上の工夫による教員の負担軽減に努めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） それでは、外部コーチの処遇改善について、再問をいたします。部活動は顧問の教員と外部コーチの半ばボランティアで成り立っていると言っても過言ではありません。顧問の教員については、平日の部活動の時間は、時間外勤務でも手当がありませんが、土日は教員特殊業務手当が支払われると聞いております。しかし、外部コーチに対しては、ほとんどが熱意によるボランティア活動となっています。ちなみに、現在、両中学校で分かっている範囲で結構でございますので、外部コーチの人数と謝礼について、伺います。

次に、部活動への指導や生徒の安全を図る責任の対価として、外部コーチの処遇改善が必要と考えますが、教育委員会ではどのように取り組まれますか。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 外部コーチの処遇改善についての再問にお答えさせていただきます。

中学校の外部コーチの人数と謝礼でございますが、藍住中学校では、令和2年度外部コーチ登録数として、卓球部8名、柔道部1名、バドミントン部1名、バスケットボール部1名、茶道部3名で、そのうち柔道部1名と茶道部3名に対し、謝礼として年間1名当たり1万1,137円を支給しております。

また、藍住東中学校では、令和2年度外部コーチ登録数として、ソフトボール部1名、剣道部1名、バスケットボール部1名、卓球部1名、吹奏楽部1名で、そのうちソフトボール部1名、剣道部1名、バスケットボール部1名、吹奏楽部1名に

対し、謝礼として、年間1名当たり5,000円から1万円を支給しております。

外部コーチの処遇改善としましては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月に公布され、同年4月から施行されております。改正内容としましては、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものであります。

今後は、学校設置者として、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等、部活動指導員に係る規則等の整備について、県内の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） それでは、最後の質問をさせていただきます。これまで、青少年健全育成事業の中核を担ってきた板野西部青少年補導センター組合については、今年度末をもって脱退することとなっているが、これにより本町の青少年健全育成事業が衰退することはないのか。また、令和3年度以降の取組について、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまの御質問ですが、補導センター組合の脱退による今後の体制、取組についてという内容であったと思います。まず、脱退に至った経緯と伺いますか、理由に当たる部分をもう一度確認しておきたいと思います。

従来、板野西部青少年補導センター組合の活動は、街頭における補導活動が中心でありました。しかし、近年のインターネットや家庭用ゲーム機の普及などにより、屋外での補導件数が平成22年度の107件から令和元年度には7件と大きく減少している状況にあります。

一方、全国的にSNS等のトラブルの増加と低年齢化が大きな問題となっており、相談体制の充実ということが急務となっているところであります。板野西部青少年補導センター組合にも、相談窓口は設置されておりますけれども、少ない人数で上板、板野、藍住の3町を管轄している状況です。また、板野町に設置されている関係で、窓口までの距離の問題があることや、職員の専門的な知識が求められるもの

であることなど様々な問題が顕在化しております。

それから、先の9月定例会で福祉課長からも答弁いたしましたように、本町では小中学生を含む児童虐待の通報や相談件数が近年急増しております。青少年の健全育成の観点からも大きな問題になっていると認識しております。このため、本町におきまして、子供やその保護者、学校のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう、平成31年4月に教育委員会内に、青少年相談室を設置し、町独自の体制強化を図っております。これによって、直接の対面、電話、メール等による相談及び関係機関との連携による個別対応に取り組んでおります。

令和3年度からは、組合脱退により、センターが担っていた機能も青少年相談室に集約することになりますが、街頭補導中心から相談、指導、見守りへの転換を図るとともに、4月から福祉課に設置される予定の子ども家庭総合支援拠点との緊密な連携のもとに、児童虐待の抑止、早期発見、早期対応にもしっかりと取り組むことができるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 再問いたします。本町単独になりますので、学校関係機関とも連携が密になり、また、実情も十分把握できると思っておりますので、大いに期待をしております。そこで、青少年相談室の現在の体制と設置からこれまでの相談実績についてお伺いをいたします。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） それでは、再問に御答弁をさせていただきます。

現在、青少年相談室は、警察出身の青少年対策監1名、元教員の青少年相談員1名、事務補佐員1名が常駐し、県派遣職員としてスクールソーシャルワーカーに週1回、スクールカウンセラーに週1回勤務をしていただいております。そのほか、教育委員会担当職員が兼職で事務処理を行っております。これまでの相談実績といたしましては、令和元年度の相談受理件数は71件、令和2年度は11月末現在で72件でした。先ほど答弁いたしました板野西部青少年補導センター組合の相談受理件数に比べ非常に多い相談を受けております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

● 8 番議員（紙永芳夫君） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました 6 名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため 12 月 16 日から 12 月 17 日までの 2 日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、12 月 16 日から 12 月 17 日までの 2 日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、12 月 18 日午前 10 時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午後 2 時 56 分散会

---

令和2年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和2年12月18日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
監査委員	林 健太郎
教育次長	藤本 伸
会計管理者	大塚 浩三
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第3号）

- 第13 議第78号 令和2年度藍住町一般会計補正予算についての訂正の件
- 第14 議第78号 令和2年度藍住町一般会計補正予算について
- 第15 議第79号 令和2年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について
- 第16 議第80号 令和2年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について
- 第17 議第81号 令和2年度藍住町特別会計（介護サービス事業）補正予算について
- 第18 議第82号 令和2年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について
- 第19 議第83号 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第20 議第84号 藍住町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第21 議第85号 藍住町介護保険条例の一部改正について
- 第22 議第86号 藍住町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第23 議第87号 板野西部青少年補導センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び板野西部青少年補導センター組合の規約の変更について
- 第24 議第88号 監査委員選任の同意について
- 第25 議第89号 藍住町小中学校情報機器整備事業の購入契約の締結について
- 第26 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について

令和2年藍住町議会第4回定例会会議録

12月18日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果及び令和2年度定例監査の結果報告について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第78号「令和2年度藍住町一般会計補正予算についての訂正の件」を議題にします。

本案について、訂正の理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 12月定例会に上程しておりました議案のうち、「議第78号令和2年度藍住町一般会計補正予算」につきまして第2表、繰越明許費補正及び第3表地方債補正で表記の誤りがあり、本日訂正の議案を配布させていただいております。具体的には第2表では10教育費の「2教育総務費」を「2小学校費」に訂正、第3表では地方債補正の表中、起債の方法の欄で証書借入と証券発行の間に「又は」を挿入し、利率の欄については、「5.0パーセント」を「5.0パーセント以内」に改め、その後に、ただし書きの項目を追加するものです。

議案の訂正をさせていただくとともに議長を始め議員各位に御迷惑をお掛けしたことを深くおわび申し上げます。今後はこうしたことがないように、十分なチェックを行うことを周知徹底してまいります。

○議長（西川良夫君） お諮りします。ただいま議題となっております「議第78号令和2年度藍住町一般会計補正予算についての訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、「議第78号令和2年度藍住町一般会計補正予算についての訂正の件」を許可することに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） 日程第2、議第78号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第11、議第87号「板野西部青少年補導センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び板野西部青少年補導センター組合の規約の変更について」までの10議案を一括議題とします。

これより、上程議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、御発議をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（西川良夫君） これから、議第78号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第87号「板野西部青少年補導センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び板野西部青少年補導センター組合の規約の変更について」までの10議案を一括して採決します。

お諮りします。議第78号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から議第87号「板野西部青少年補導センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び板野西部青少年補導センター組合の規約の変更について」までの10議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第78号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」から、



議第 87 号「板野西部青少年補導センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び板野西部青少年補導センター組合の規約の変更について」までの 10 議案は、原案のとおり可決されました。

---

〔林監査委員退席〕

---

○議長（西川良夫君） 日程第 12、議第 88 号「監査委員選任の同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま提案理由の説明を求められましたので、議第 88 号「監査委員選任の同意について」説明申し上げます。

監査委員の林健太郎氏が 12 月 24 日で任期満了を迎えることとなります。林監査委員におかれましては、平成 28 年に本町監査委員に御就任以来、会計事務や収納事務のほか行政事務全般に当たりの確かな御指導をいただいているところでございます。

また、本町では住民サービスの向上を図るとともに行財政改革に取り組んでいるところであり、監査委員の業務はますます重要となっております。

つきましては、引き続き本町の監査委員として御指導を賜りたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。氏名、林健太郎。選任年月日は、令和 2 年 12 月 25 日でございます。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第 88 号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思っております。これに、御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第 88 号「監査委員選任の同意について」は、原案のとおり選任同意することに決定しました。

〔林監査委員入場〕

○議長（西川良夫君）　ここで、林監査委員より御挨拶をいただきたいと思います。

林監査委員。

〔監査委員　林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君）　林でございます。一言御挨拶を申し上げます。ただいま監査委員の選任の御同意を賜り誠にありがとうございます。引き続き監査委員として務めさせていただくことになり、改めて監査の重要性を再認識しているところでございます。これからも今までの経験を生かしながら更なる研鑽に努め職責を果たしてまいりたいと思っております。

皆様方には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが再任の御挨拶とさせていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〔林監査委員、席に着く〕

---

○議長（西川良夫君）　日程第13、議第89号「藍住町小中学校情報機器整備事業の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長　高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第89号「藍住町小中学校情報機器整備事業の購入契約の締結について」説明申し上げます。議第89号については、12月14日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。内容を申し上げます。1. 契約の目的、藍住町小中学校情報機器購入。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、2億7,649万7,100円。内取得に係る消費税及び地方消費税額、2,513万6,100円。4. 契約の相手方、住所・徳島市八万町沖須賀1番地2、名称株式会社京屋サンティ、サンティ事業本部。代表者・サンティ事業本部長、後藤聖治。5. 納期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月31日。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時11分小休

---

〔小休中に藤本教育次長、補足説明をする〕

---

午前10時13分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（西川良夫君） これから、議第89号「藍住町小中学校情報機器整備事業の購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第89号「藍住町小中学校情報機器整備事業の購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条

の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 12月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る7日の開会から本日までの12日間にわたり、提案申しあげました議案につきまして十分御審議をいただき、全議案を御承認いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、この間、一般質問等におきまして、議員各位から町の将来展望や地方創生などの町政運営新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策や財政、福祉、健康推進、教育、住環境問題など、幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。今後も議会を始め町民の皆様の御理解をいただきながら住民福祉の向上のため行政の執行に務めてまいりたいと存じますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

また、1階町民ホールにおいて地域おこし協力隊製作の菓を展示しております。お帰りの際にごらんいただきますよう併せて御案内いたします。

令和2年も余すところ僅かとなってまいりました。本席御同席の皆様方また全ての町民にとりまして、新しい年が幸せ多い年でありますことをお祈りし、閉会に当たっての御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

---

○議長（西川良夫君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いた

しました。

議員、理事者各位におかれましては、年末の何かとお忙しいところ、御出席をいただき、御協力、誠にありがとうございました。

本年も残すところ、あと13日となりましたが、2021年が皆様方にとりまして良い年でありますよう、御祈念いたしまして、令和2年第4回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時17分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川 良夫
会議録署名議員	前田 晃良
会議録署名議員	竹内 君彦